修正前	修正後	修正理由
島根原子力発電所	島根原子力発電所	
原子力事業者防災業務計画	原子力事業者防災業務計画	
△壬□ 1 左 1 ○ □		
令和 <u>4</u> 年 <u>12</u> 月	令和年月	○改正に伴う修正
中国電力株式会社	中国電力株式会社	

島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画修正前後比較表 (2/30)

		修正前			修正後	修正理由
liter at 12	<i>I</i>		lb	the T		
修正回 18	修 正 日 平成29年10月30日	修正内容	修正回 18	修 正 日 平成29年10月30日	修正内容	
	平成29年10月30日	・原子力災害対策指針及び関連省令等の改正に伴	10	一半成29年10月30日	・原子力災害対策指針及び関連省令等の改正に伴	
		う修正			う修正	
		・通報,報告様式等の修正・その他			・通報、報告様式等の修正・その他	
1 9	平成30年 9月28日	・ 原子力規制委員会告示第3号に伴う修正	1 9	平成30年 9月28日	- ・その他 ・原子力規制委員会告示第3号に伴う修正	
	1,440 0 1 0 7,1 2 0 1	・通報、報告様式等の修正			・通報、報告様式等の修正	
		・その他			・その他	
2 0	令和 元年 9月26日	・本社原子力防災組織の体制見直しに伴う修正	2 0	令和 元年 9月26日	・本社原子力防災組織の体制見直しに伴う修正	
		・通報,報告様式等の修正			・通報、報告様式等の修正	
		・オフサイトセンター派遣要員数の見直しに伴う			・オフサイトセンター派遣要員数の見直しに伴う	
		修正			修正	
		・その他			・その他	
2 1	令和 2年 4月 1日	・分社化に伴う修正	2 1	令和 2年 4月 1日	・分社化に伴う修正	
	^*	・その他			・その他	
2 2	令和 2年 8月21日	・原子力災害対策指針及び通報規則等の改正に伴	2 2	令和 2年 8月21日	・原子力災害対策指針及び通報規則等の改正に伴	
		う修正			う修正	
2 3	令和 3年10月 8日	・その他	2 3	令和 3年10月 8日	・その他	
	774 3年10月 6日	・代替緊急時対策所の見直しに伴う修正	23		・代替緊急時対策所の見直しに伴う修正	
		・ERSS伝送項目の追加に伴う修正			・ERSS伝送項目の追加に伴う修正	
		・原子力防災関連資機材の見直しに伴う修正 ・その他			・原子力防災関連資機材の見直しに伴う修正 ・その他	
2 4	令和 4年12月26日	・原子力災害対策指針の改正に伴う修正	2 4	令和 4年12月26日	・原子力災害対策指針の改正に伴う修正	
		・ERSS伝送項目の追加に伴う修正			・ERSS伝送項目の追加に伴う修正	
		・「島根地域の緊急時対応」等の検討・協議を通じ			・「島根地域の緊急時対応」等の検討・協議を通じ	
		た記載の充実化に伴う修正			た記載の充実化に伴う修正	
		・オンサイト医療の反映に伴う修正			・オンサイト医療の反映に伴う修正	
		・その他			・その他	
			25	令和 年 月 日	・オンサイト医療の反映に伴う修正	○修正履歴の追加
					・ガスタービン発電機の設置完了に伴う修正	
					・通報様式の修正	
					<u>・その他</u>	

修正前 修正後 修正理由 使用可能な状態にあることを確認する。 使用可能な状態にあることを確認する。 ・非常用通信機器の資機材(本社) ・非常用通信機器の資機材(本社) ・原子力事業所災害対策支援に必要な資機材 ・原子力事業所災害対策支援に必要な資機材 (3)原子力防災管理者及び部長(原子力管理)は、必要な資機材の数量、種類、保管 (3)原子力防災管理者及び部長(原子力管理)は、必要な資機材の数量、種類、保管 場所等について訓練等の結果により適宜見直しを行う。 場所等について訓練等の結果により適宜見直しを行う。 4. その他 4. その他 社長は、放射線防護資機材及び避難行動要支援者等の避難等の支援に活用するため 社長は、放射線防護資機材及び避難行動要支援者等の避難等の支援に活用するため 福祉車両を確保する。また、食料等生活物資の備蓄に努める。 福祉車両を確保する。また、食料等生活物資の備蓄に努める。 第4節 原子力災害対策活動で使用する資料の整備 第4節 原子力災害対策活動で使用する資料の整備 1. オフサイトセンターに備え付ける資料 1. オフサイトセンターに備え付ける資料 社長は、原子力災害が発生した場合に必要となる資料のうち、別表8に定める原災 社長は、原子力災害が発生した場合に必要となる資料のうち、別表 9 に定める原災 ○記載の適正化 法第12条第4項の規定に基づく資料をオフサイトセンターに備え付けるため、内閣 法第12条第4項の規定に基づく資料をオフサイトセンターに備え付けるため、内閣 別表番号の修正 総理大臣に提出する。また、これらの資料について内容に変更があったときも同様と 総理大臣に提出する。また、これらの資料について内容に変更があったときも同様と する。 する。 2. 原子力規制庁緊急時対応センターに備え付ける資料 2. 原子力規制庁緊急時対応センターに備え付ける資料 部長(原子力管理)は、別表8に定める、オフサイトセンターに備え付ける資料と 部長(原子力管理)は、別表9に定める、オフサイトセンターに備え付ける資料と 同等の資料を原子力規制庁緊急時対応センターに備え付けるため、原子力規制庁に提 同等の資料を原子力規制庁緊急時対応センターに備え付けるため、原子力規制庁に提 出する。また、部長(原子力管理)は、これらの資料について定期的に見直しを行う。 出する。また、部長(原子力管理)は、これらの資料について定期的に見直しを行う。 3. 発電所及び本社等に備え付ける資料 3. 発電所及び本社等に備え付ける資料 (1) 発電所 (1) 発電所 原子力防災管理者は、別表8に定める資料を発電所に備え付ける。また、原子力 原子力防災管理者は、別表9に定める資料を発電所に備え付ける。また、原子力 防災管理者は、これらの資料について内容に変更があったときは見直しを行う。 防災管理者は、これらの資料について内容に変更があったときは見直しを行う。 (2) 本社 (2) 本社 部長(原子力管理)は、別表8に定める資料を本社に備え付ける。また、部長(原 部長(原子力管理)は、別表9に定める資料を本社に備え付ける。また、部長(原 子力管理)は、これらの資料について内容に変更があったときは見直しを行う。 子力管理)は、これらの資料について内容に変更があったときは見直しを行う。 (3) 原子力事業所災害対策支援拠点 (3) 原子力事業所災害対策支援拠点 部長(原子力管理)は、別表8に定める資料を発電所敷地外の保管場所に備え付 部長(原子力管理)は、別表9に定める資料を発電所敷地外の保管場所に備え付 ける。また、部長(原子力管理)は、これらの資料について内容に変更があったと ける。また、部長(原子力管理)は、これらの資料について内容に変更があったと きは見直しを行う。 きは見直しを行う。 14 14

修正前	修正後	修正理由
第5節 原子力災害対策活動で使用する施設及び設備の整備・点検	第5節 原子力災害対策活動で使用する施設及び設備の整備・点検	
1. 緊急時対策所	1. 緊急時対策所	
用可能な状態に整備する。 なお、緊急時対策所が使用できない場合に備え、別図9及び別表 <u>9</u> に示す代替緊 急時対策所を代替場所として整備する。	 (1)原子力防災管理者は、発電所に別図9及び別表10に示す緊急時対策所を、常に使用可能な状態に整備する。 なお、緊急時対策所が使用できない場合に備え、別図9及び別表10に示す代替緊急時対策所を代替場所として整備する。 (2)原子力防災管理者は、緊急時対策所及びSPDSについて地震、津波等の自然災 	別表番号の修正
害が発生した場合においても、その機能が維持できる施設及び設備とする。 (3)原子力防災管理者は、非常用電源を緊急時対策所及びSPDSへ供給できるよう に整備・点検する。 (4)原子力防災管理者は、緊急時対策所に以下の設備を配備し、統合原子力防災ネットワークに接続する。	害が発生した場合においても、その機能が維持できる施設及び設備とする。(3)原子力防災管理者は、非常用電源を緊急時対策所及びSPDSへ供給できるように整備・点検する。(4)原子力防災管理者は、緊急時対策所に以下の設備を配備し、統合原子力防災ネットワークに接続する。	
なお、原子力防災管理者は、これらの設備を定期的に整備・点検し、総理大臣官邸、原子力規制庁及びオフサイトセンターとの接続が確保できることを確認する。 a. 非常用通信機器(電話、ファクシミリ) b. テレビ会議システム c. SPDS		
2. 原子力災害対策室(1) 部長(原子力管理)は、別表<u>9</u>に示す原子力災害対策室を、常に使用可能な状態 に整備する。	2. 原子力災害対策室 (1) 部長(原子力管理) は、別表 <u>10</u> に示す原子力災害対策室を、常に使用可能な状態に整備する。	
自然災害が発生した場合においても、その機能が維持できる施設及び設備とする。 (3) 部長(原子力管理)は、非常用電源を原子力災害対策室及びSPDSに供給でき		
るように整備・点検する。 (4) 部長(原子力管理)は、原子力災害対策室に以下の設備を配備し、統合原子力防 災ネットワークに接続する。 なお、部長(原子力管理)は、これらの設備を定期的に整備・点検し、総理大臣	災ネットワークに接続する。	
官邸、原子力規制庁及びオフサイトセンターとの接続が確保できることを確認する。 a. 非常用通信機器(電話、ファクシミリ) b. テレビ会議システム c. SPDS		
3. 原子力事業所災害対策支援拠点 (1) 部長(原子力管理)は、原子力事業所災害対策支援拠点となる施設の候補とし	3. 原子力事業所災害対策支援拠点 (1) 部長(原子力管理) は、原子力事業所災害対策支援拠点となる施設の候補とし	
15	15	

島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画修正前後比較表 (5/30) 修正前 修正後 修正理由 て、別表9に示す施設をあらかじめ選定しておく。 て、別表10に示す施設をあらかじめ選定しておく。 ○記載の適正化 (2) 部長(原子力管理)は、原子力事業所災害対策支援拠点を、地震、津波等の自然 (2) 部長(原子力管理)は、原子力事業所災害対策支援拠点を、地震、津波等の自然 別表番号の修正 災害が発生した場合においてもその機能を維持できる施設とする。 災害が発生した場合においてもその機能を維持できる施設とする。 (3) 部長(原子力管理)は、非常用電源を原子力事業所災害対策支援拠点に供給でき (3) 部長(原子力管理)は、非常用電源を原子力事業所災害対策支援拠点に供給でき るように整備・点検する。 るように整備・点検する。 4. 集合場所及び避難場所 4. 集合場所及び避難場所 原子力防災管理者は、別図10に定める集合場所及び避難場所のそれぞれの場所に 原子力防災管理者は、別図10に定める集合場所及び避難場所のそれぞれの場所に 立て看板等により、その場所が集合場所あるいは避難場所であることを掲示する。ま 立て看板等により、その場所が集合場所あるいは避難場所であることを掲示する。ま た、原子力防災管理者は、集合場所あるいは避難場所を指定若しくは変更したときは、 た、原子力防災管理者は、集合場所あるいは避難場所を指定若しくは変更したときは、 関係者に周知する。 関係者に周知する。 5. 応急処置施設 5. 応急処置施設 原子力防災管理者は、別図9に示す健康管理センターを応急処置施設として整備す 原子力防災管理者は、別図9に示す健康管理センターを応急処置施設として整備す る。 る。 6. 気象観測設備 6. 気象観測設備 原子力防災管理者は、別図9に示す気象観測設備を常に使用可能な状態に整備する。 原子力防災管理者は、別図9に示す気象観測設備を常に使用可能な状態に整備する。 また、原子力防災管理者は、気象観測設備に異常が認められた場合には、速やかに修 また、原子力防災管理者は、気象観測設備に異常が認められた場合には、速やかに修 理し、機能回復に努める。 理し、機能回復に努める。 7. 緊急時サイレン及び緊急放送装置 7. 緊急時サイレン及び緊急放送装置 原子力防災管理者は、発電所における緊急時サイレン及び緊急放送装置を整備する。 原子力防災管理者は、発電所における緊急時サイレン及び緊急放送装置を整備する。 また、原子力防災管理者は、緊急時サイレン及び緊急放送装置に不具合が認められた また、原子力防災管理者は、緊急時サイレン及び緊急放送装置に不具合が認められた 場合には、速やかに修理し、機能回復に努める。 場合には、速やかに修理し、機能回復に努める。

第6節 防災教育の実施

の項目について教育を行う。

なお、教育の実施にあたっては、計画、実施、評価、改善のプロセスを適切に実施す

- 原子力防災組織及び活動に関する知識
- ・ 発電所及び放射性物質の運搬容器等の施設又は設備に関する知識
- 放射線防護に関する知識
- ・ 放射線及び放射性物質の測定方法並びに測定機器を含む防災対策上の諸設備に関 する知識

第6節 防災教育の実施

原子力防災管理者及び部長(原子力管理)は、緊急時対策要員に対して、原子力災害 原子力防災管理者及び部長(原子力管理)は、緊急時対策要員に対して、原子力災害 に関する知識及び技能を習得し、原子力災害対策活動の円滑な実施に資するため、以下|に関する知識及び技能を習得し、原子力災害対策活動の円滑な実施に資するため、以下 の項目について教育を行う。

なお、教育の実施にあたっては、計画、実施、評価、改善のプロセスを適切に実施す

- 原子力防災組織及び活動に関する知識
- ・ 発電所及び放射性物質の運搬容器等の施設又は設備に関する知識
- 放射線防護に関する知識
- ・ 放射線及び放射性物質の測定方法並びに測定機器を含む防災対策上の諸設備に 関する知識

16

16

修正前 修正後 修正理由 く業務の報告を求められた場合は、その業務について報告を行う。 く業務の報告を求められた場合は、その業務について報告を行う。 (3) 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会又は国土交通大臣から原 (3) 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会又は国土交通大臣から原 災法に基づく事業所の立入検査があった場合は、その立入検査について対応を行う。 災法に基づく事業所の立入検査があった場合は、その立入検査について対応を行う。 (4) 原子力防災管理者は、原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官からこの計画 (4) 原子力防災管理者は、原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官からこの計画 及び原子力防災組織の設置その他原子力災害予防対策に関する指導及び助言があっ 及び原子力防災組織の設置その他原子力災害予防対策に関する指導及び助言があっ た場合は、速やかにその対応を行う。また、原子力防災管理者は、原子力防災専門 た場合は、速やかにその対応を行う。また、原子力防災管理者は、原子力防災専門 官及び上席放射線防災専門官と協調し、防災情報の収集、提供等相互連携を図る。 官及び上席放射線防災専門官と協調し、防災情報の収集、提供等相互連携を図る。 2. 関係地方公共団体との連携 2. 関係地方公共団体との連携 (1) 原子力防災管理者は、関係地方公共団体と平常時から協調し、防災情報の収集、 (1) 原子力防災管理者は、関係地方公共団体と平常時から協調し、防災情報の収集、 提供等相互連携を図る。 提供等相互連携を図る。 (2) 原子力防災管理者は、地域防災会議等が開催されるときは、必要な場合はこれに (2) 原子力防災管理者は、地域防災会議等が開催されるときは、必要な場合はこれに 参加して密接な連携を保つ。 参加して密接な連携を保つ。 (3)社長は、島根県知事、松江市長及び鳥取県知事から原災法に基づく業務の報告を (3)社長は、島根県知事、松江市長及び鳥取県知事から原災法に基づく業務の報告を 求められた場合は、その業務について報告を行う。 求められた場合は、その業務について報告を行う。 (4) 原子力防災管理者は、島根県知事、松江市長及び鳥取県知事から原災法に基づく (4) 原子力防災管理者は、島根県知事、松江市長及び鳥取県知事から原災法に基づく 事業所の立入検査があった場合は、その立入検査について対応を行う。 事業所の立入検査があった場合は、その立入検査について対応を行う。 3. 防災関係機関等との連携 3. 防災関係機関等との連携 原子力防災管理者は、地元防災関係機関等(松江市消防本部、島根県警察本部、松 原子力防災管理者は、地元防災関係機関等(松江市消防本部、島根県警察本部、松 江警察署、境海上保安部及びその他関係機関)とは平常時から協調し、防災情報の提 江警察署、境海上保安部及びその他関係機関)とは平常時から協調し、防災情報の提 供、収集等相互連携を図る。 供、収集等相互連携を図る。 また、発電所内での医療活動が必要な事態が発生した場合に備え、平常時から公益 また、発電所内での医療活動が必要な事態が発生した場合に備え、平常時から別表しオンサイト医療の反映 財団法人原子力安全研究協会を含む医療関係団体との原子力災害医療情報の収集・提 8に示す資機材を維持管理するとともに、別表12に定める公益財団法人原子力安全 に伴う修正 研究協会を含む医療関係団体との原子力災害医療情報の収集・提供等、相互連携を図 供等、相互連携を図る。 る。 4. 原子力緊急事態支援組織の整備 4. 原子力緊急事態支援組織の整備 (1) 社長は、原子力事業者間の協力によって、遠隔操作が可能な装置等の操作が円滑 (1) 社長は、原子力事業者間の協力によって、遠隔操作が可能な装置等の操作が円滑 に実施できるよう、次に掲げる事項についてあらかじめ別表10に示す原子力緊急 に実施できるよう、次に掲げる事項についてあらかじめ別表11に示す原子力緊急□○記載の適正化 事態支援組織と調整しておく。 事態支援組織と調整しておく。 別表番号の修正 a. 原子力緊急事態支援組織が配備する装置及び資機材等 a. 原子力緊急事態支援組織が配備する装置及び資機材等 b. 原子力緊急事態支援組織が配備する装置及び資機材等の保守要領、点検記録の保 b. 原子力緊急事態支援組織が配備する装置及び資機材等の保守要領、点検記録の保 c. 原子力緊急事態支援組織が配備する装置及び資機材等の保管方法、保管場所 c. 原子力緊急事態支援組織が配備する装置及び資機材等の保管方法、保管場所 (2) 部長(原子力管理)は、原子力緊急事態支援組織に発電所の緊急時対策要員を (2) 部長(原子力管理)は、原子力緊急事態支援組織に発電所の緊急時対策要員を 定期的に派遣し、遠隔操作が可能な装置の操作等に関する技能を習得して、原子 定期的に派遣し、遠隔操作が可能な装置の操作等に関する技能を習得して、原子

力事業所災害対策の円滑な実施に資する。

島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画修正前後比較表 (7/30) 修正前 修正理由 修正後 認する。 認する。 原子力防災管理者は、原災法第10条第1項等の基準に基づく通報を行った際は 原子力防災管理者は、原災法第10条第1項等の基準に基づく通報を行った際は 内閣総理大臣、原子力規制委員会、島根県知事、松江市長及び鳥取県知事と連絡を 内閣総理大臣、原子力規制委員会、島根県知事、松江市長及び鳥取県知事と連絡を 取りつつ島根県と合同で報道機関へ発表する。 ○記載の適正化 取りつつ報道機関へ発表する。 d. 複数の通報又は連絡を行う必要が生じた場合は、上記 c. 、b. 、a. の順に優 d. 複数の通報又は連絡を行う必要が生じた場合は、上記 c. 、b. 、a. の順に優 報道機関への発表に係 先して実施する。なお、同時に、この計画第3章第3節「緊急事態応急対策」の報告 先して実施する。なお、同時に、この計画第3章第3節「緊急事態応急対策」の報告 る記載の修正 を行う必要が生じた場合は、本節の通報又は連絡よりも優先して実施する。 を行う必要が生じた場合は、本節の通報又は連絡よりも優先して実施する。 (2) 中性子線の測定 (2) 中性子線の測定 原子力防災管理者は、この計画第2章第3節1. 「敷地境界付近の放射線測定設 原子力防災管理者は、この計画第2章第3節1. 「敷地境界付近の放射線測定設 備の設置、検査等」に基づいて設置するモニタリングポストにより、1時間当たり 備の設置、検査等」に基づいて設置するモニタリングポストにより、1時間当たり 1マイクロシーベルト以上の放射線量が検出されているときは、中性子線(自然放 1マイクロシーベルト以上の放射線量が検出されているときは、中性子線(自然放 射線によるものを除く。)が検出されないことが明らかとなるまでの間、施設の周 射線によるものを除く。)が検出されないことが明らかとなるまでの間、施設の周 辺において中性子線測定用可搬式測定器によって瞬間ごとの中性子線の放射線量を 辺において中性子線測定用可搬式測定器によって瞬間ごとの中性子線の放射線量を 測定し、1時間当たりの数値に換算する。 測定し、1時間当たりの数値に換算する。 2. 緊急時体制発令時の対応 2. 緊急時体制発令時の対応 (1)原子力防災管理者は、前項の事象が発生した場合、この計画第2章第1節1.「緊 (1)原子力防災管理者は、前項の事象が発生した場合、この計画第2章第1節1.「緊 急時体制の区分」に基づき、直ちに緊急時体制を発令する。 急時体制の区分」に基づき、直ちに緊急時体制を発令する。 なお、事象の進展によっては、緊急時警戒体制又は緊急時非常体制を発令せず、 なお、事象の進展によっては、緊急時警戒体制又は緊急時非常体制を発令せず、 直接緊急時特別非常体制を発令する場合もある。その場合の緊急時体制の発令は、 直接緊急時特別非常体制を発令する場合もある。その場合の緊急時体制の発令は、 この計画第3章第3節「緊急事態応急対策」に準ずる。 この計画第3章第3節「緊急事態応急対策」に準ずる。 (2) 原子力防災管理者は、この計画第2章第2節2. (1) 「緊急時体制の発令」に (2) 原子力防災管理者は、この計画第2章第2節2. (1) 「緊急時体制の発令」に 規定する緊急時体制を発令した場合は、直ちに部長(原子力管理)に報告する。ま 規定する緊急時体制を発令した場合は、直ちに部長(原子力管理)に報告する。ま た、この際、原子力防災管理者は、別表11に定めるSPDSデータが国へ伝送さ た、この際、原子力防災管理者は、別表**13**に定めるSPDSデータが国へ伝送さ○記載の適正化 れていることを確認する。 れていることを確認する。 別表番号の修正 (3) 社長は、部長(原子力管理)から発電所緊急時体制の発令の報告を受けたときは、(3) 社長は、部長(原子力管理)から発電所緊急時体制の発令の報告を受けたときは、 この計画第2章第1節1. 「緊急時体制の区分」に基づき、直ちに本社における緊 この計画第2章第1節1. 「緊急時体制の区分」に基づき、直ちに本社における緊 急時体制を発令する。 急時体制を発令する。 (4)原子力防災管理者及び部長(原子力管理)は、緊急時体制発令後、緊急時対策要(4)原子力防災管理者及び部長(原子力管理)は、緊急時体制発令後、緊急時対策要 員を非常招集する。 員を非常招集する。 (5)原子力防災管理者及び社長は、発電所及び本社にそれぞれ本部、総本部を設置し、 |(5)原子力防災管理者及び社長は、発電所及び本社にそれぞれ本部、総本部を設置し、 それぞれ本部長、総本部長となり活動を開始する。 それぞれ本部長、総本部長となり活動を開始する。 3. 情報の収集と提供 3. 情報の収集と提供 (1)本部の各統括は、事故状況の把握を行うため、凍やかに次の事項を調査し、事故 (1)本部の各統括は、事故状況の把握を行うため、凍やかに次の事項を調査し、事故 及び被害状況等を迅速かつ的確に収集し、本部長に報告する。 及び被害状況等を迅速かつ的確に収集し、本部長に報告する。

a. 事故の発生時刻及び場所

b. 事故原因、状況及び事故の拡大防止措置

c. 被ばく及び傷害等人身災害に係る状況

a. 事故の発生時刻及び場所

b. 事故原因、状況及び事故の拡大防止措置

c. 被ばく及び傷害等人身災害に係る状況

修正前

る報告様式にその概要を記入し、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣 当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長等、別図5-4に定め る報告先にファクシミリ装置その他の可能な限り早く到達する通信手段を用いて送信 し、記録として保存する。更に、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、 当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長に対してはその着信を 確認する。

2. 避難

(1) 避難誘導

本部長は、発電所内の事象に係る緊急時体制を発令した場合は、別図10に示す 集合場所及び避難場所の配置図により、発電所敷地内の原子力災害対策活動に従事 しない者及び来訪者等(以下「発電所避難者」という。)に対する避難場所及び避 難経路等の必要な事項を指示するものとし、緊急放送装置、ページング等により、 避難場所への避難及び避難の際の防護措置を周知するとともに、発電所避難者の避 難誘導を行う者(以下「避難誘導員」という。)の配置を指示し、その業務にあた らせる。

なお、来訪者に対しては、バス等による輸送若しくは避難誘導員による誘導案内 を行い、避難場所への避難が迅速かつ的確に行えるよう特に配慮する。また、本部 長は、避難誘導員からの報告を受け、発電所避難者の人数、健康状態等の状況を把 握するものとする。

(2) 移送

本部長は、避難場所への避難の完了後、発電所内の事象等により、必要に応じて、 発電所避難者を適切な場所へ移送するものとする。

また本部長は、緊急時体制発令中においては、発電所敷地内への入域を制限する とともに、原子力災害対策活動に関係のない車両の使用を禁止する。

3. 放射性物質の影響範囲の推定及び防護措置

本部長は、発電所内及び発電所敷地周辺の放射線並びに放射性物質の測定を行い、 放射性物質が発電所敷地外に放出された場合は、放射線監視データ、気象観測データ、 緊急時環境モニタリングデータ等を基に放射性物質の影響範囲を推定する。

また、本部長は必要に応じて原子力災害対策活動等に従事する者に対し、防護マス クの着用及び線量計の携帯等の防護措置を指示するものとする。

なお、本部長は、原子力災害対策活動等に従事する者に対し、別表12に定める基 準により、安定ヨウ素剤を服用させる。

4. 原子力災害医療

(1) 救助活動

本部長は、負傷者及び放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者(以下 「負傷者等」という。)がいる場合は、負傷者等を放射線の影響の少ない場所に速 修正後

修正理由

る報告様式にその概要を記入し、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、 当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長等、別図5-4に定め る報告先にファクシミリ装置その他の可能な限り早く到達する通信手段を用いて送信 し、記録として保存する。更に、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、 当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長に対してはその着信を 確認する。

2. 避難

(1) 避難誘導

本部長は、発電所内の事象に係る緊急時体制を発令した場合は、別図10に示す 集合場所及び避難場所の配置図により、発電所敷地内の原子力災害対策活動に従事 しない者及び来訪者等(以下「発電所避難者」という。)に対する避難場所及び避 難経路等の必要な事項を指示するものとし、緊急放送装置、ページング等により、 避難場所への避難及び避難の際の防護措置を周知するとともに、発電所避難者の避 難誘導を行う者(以下「避難誘導員」という。)の配置を指示し、その業務にあた らせる。

なお、来訪者に対しては、バス等による輸送若しくは避難誘導員による誘導案内 を行い、避難場所への避難が迅速かつ的確に行えるよう特に配慮する。また、本部 長は、避難誘導員からの報告を受け、発電所避難者の人数、健康状態等の状況を把 握するものとする。

(2) 移送

本部長は、避難場所への避難の完了後、発電所内の事象等により、必要に応じて、 発電所避難者を適切な場所へ移送するものとする。

また本部長は、緊急時体制発令中においては、発電所敷地内への入域を制限する とともに、原子力災害対策活動に関係のない車両の使用を禁止する。

3. 放射性物質の影響範囲の推定及び防護措置

本部長は、発電所内及び発電所敷地周辺の放射線並びに放射性物質の測定を行い、 放射性物質が発電所敷地外に放出された場合は、放射線監視データ、気象観測データ、 緊急時環境モニタリングデータ等を基に放射性物質の影響範囲を推定する。

また、本部長は必要に応じて原子力災害対策活動等に従事する者に対し、防護マス クの着用及び線量計の携帯等の防護措置を指示するものとする。

なお、本部長は、原子力災害対策活動等に従事する者に対し、別表14に定める基○記載の適正化 準により、安定ヨウ素剤を服用させる。

別表番号の修正

4. 原子力災害医療

(1) 救助活動

本部長は、負傷者及び放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者(以下 「負傷者等」という。)がいる場合は、負傷者等を放射線の影響の少ない場所に速

島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画修正前後比較表 (9/30) 修正前 修正理由 修正後 8. 広報活動 8. 広報活動 総本部長及び本部長は、緊急時体制を発令した後、プラントの状況、応急措置の概 総本部長及び本部長は、緊急時体制を発令した後、プラントの状況、応急措置の概 要等をとりまとめ、プレス発表を行う。また、オフサイトセンターの運営開始以降は、 要等をとりまとめ、プレス発表を行う。また、オフサイトセンターの運営開始以降は、 国、島根県、松江市、鳥取県等と連携してプレス発表を行う。 国、島根県、松江市、鳥取県等と連携してプレス発表を行う。 9. 応急復旧 9. 応急復旧 (1) 施設及び設備の整備及び点検 (1) 施設及び設備の整備及び点検 本部長は、中央制御室の計器等による監視及び可能な範囲における巡視点検の実 本部長は、中央制御室の計器等による監視及び可能な範囲における巡視点検の実 施により、発電所設備の異常の状況、機器の動作状況等を把握する。 施により、発電所設備の異常の状況、機器の動作状況等を把握する。 (2) 応急の復旧対策 (2) 応急の復旧対策 本部長は、原子力災害の拡大の防止を図るため、別表13の業務を含めて以下に 本部長は、原子力災害の拡大の防止を図るため、別表15の業務を含めて以下に□○記載の適正化 関する応急復旧計画を策定し、これに基づき速やかに復旧対策を実施する。 関する応急復旧計画を策定し、これに基づき速やかに復旧対策を実施する。 別表番号の修正 a. 施設や設備の整備及び点検 a. 施設や設備の整備及び点検 b. 故障した設備等の応急の復旧 b. 故障した設備等の応急の復旧 c. その他応急の復旧対策に必要な事項 c. その他応急の復旧対策に必要な事項 (3) 原子力規制委員会から命令があった場合の対応 (3) 原子力規制委員会から命令があった場合の対応 本部長は、原子炉等規制法第64条第3項の規定に基づく危険時の措置について 本部長は、原子炉等規制法第64条第3項の規定に基づく危険時の措置について 原子力規制委員会から命令があった場合は、適切に対応する。 原子力規制委員会から命令があった場合は、適切に対応する。 10. 原子力災害の拡大防止を図るための措置 10. 原子力災害の拡大防止を図るための措置 本部長は、以下に示す事項により、事故状況の把握、事故の拡大防止及び被害の拡 本部長は、以下に示す事項により、事故状況の把握、事故の拡大防止及び被害の拡 大に関する推定を行い、原子力災害の拡大防止を図る。 大に関する推定を行い、原子力災害の拡大防止を図る。 (1) 主要運転データにより原子炉系の運転状態を把握し、燃料破損あるいはその可能 (1) 主要運転データにより原子炉系の運転状態を把握し、燃料破損あるいはその可能 性の有無を評価する。 性の有無を評価する。 (2)発生事象に対する工学的安全施設等の健全性及び運転可能な状態の継続性を把 (2)発生事象に対する工学的安全施設等の健全性及び運転可能な状態の継続性を把 握し、事故の拡大の可能性を予測するとともに、放射能が外部へ放出される可能性 握し、事故の拡大の可能性を予測するとともに、放射能が外部へ放出される可能性 を評価する。 を評価する。 (3) 可能な限り燃料破損の程度を定量的に推定し、外部へ放出される放射能の予測を (3) 可能な限り燃料破損の程度を定量的に推定し、外部へ放出される放射能の予測を 行う。 行う。 (4) 事故の拡大のおそれがある場合には、事故拡大防止に関する運転上の措置を検討 (4) 事故の拡大のおそれがある場合には、事故拡大防止に関する運転上の措置を検討 する。 する。 (5) その他の号機については、事故発生号機からの影響を考慮し、運転継続の可否を (5) その他の号機については、事故発生号機からの影響を考慮し、運転継続の可否を 検討するとともに、必要な点検及び操作を実施して、保安維持を行う。 検討するとともに、必要な点検及び操作を実施して、保安維持を行う。 (6)環境への放射性物質の放出状況及び気象状況等から、事故による周辺環境への影 (6)環境への放射性物質の放出状況及び気象状況等から、事故による周辺環境への影 響を予測する。 響を予測する。 11. 資機材の調達及び輸送 11. 資機材の調達及び輸送 本部長は、原子力防災資機材及びその他資機材の使用状況を調査し、必要な資機 本部長は、原子力防災資機材及びその他資機材の使用状況を調査し、必要な資機

材を調達する。また、本部長は、発電所において十分に調達できない場合、総本部

材を調達する。また、本部長は、発電所において十分に調達できない場合、総本部

修正前 修正後 修正理由 急対策を主体的に講じる。 急対策を主体的に講じる。

- 5. 原子力防災要員等の派遣等
- (1) オフサイトセンター等への派遣

本部長は、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、島根県知事、松江市長、 鳥取県知事及びその他の執行機関の実施する次の発電所敷地外における緊急事態応 急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、別表 14 に定める原子力防災要 員等の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じる。

- a. オフサイトセンターにおける業務に関する事項
- (a) 発電所とオフサイトセンターとの情報交換
- (b) 報道機関への情報提供
- (c) 緊急事態応急対策についての相互の協力及び調整
- (d) 原子力災害合同対策協議会への参加
- b. 汚染検査及び汚染除去に関する事項
- (a) 身体又は衣服に付着している放射性物質の汚染の測定
- (b) 住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定
- (c) 放射性物質による汚染が確認されたものの除染
- (d) 除染等により発生した汚染水・汚染付着物等の処理
- (e) 車両の一時保管が必要となった場合の保管場所確保への協力
- (2) 原子力規制庁緊急時対応センターへの派遣

部長(原子力管理)は、国の関係機関から、原子力規制庁緊急時対応センターの 運営の準備に入る体制を取る旨の連絡を受けた場合、対応要員の派遣その他必要な 措置を講じる。

(3) 原子力事業所災害対策支援拠点への派遣

部長(原子力管理)は、以下に掲げる事項を実施するための拠点として原子力事 業所災害対策支援拠点の設置が必要と判断した場合、あらかじめ複数選定しておい た拠点の候補の中から適切な拠点を確保し、緊急時対策要員及びその他必要な要員 を派遣するとともに、原子力事業所災害対策支援に必要な資機材及び原子力災害対 策活動で使用する資料を輸送し、配備する。資機材等の輸送は、陸路のほか空路等 の使用も考慮し、早急な配備に努める。

- a. 原子力事業所災害対策支援拠点における業務に関する事項
- (a) 発電所への物資、要員の派遣
- (b) 輸送に付随する放射線管理、入退域管理

派遣された原子力防災要員等は、派遣先の関係執行機関の長の指示に基づき、必 要な業務を行う。なお、本部長は、本社の応援を必要とするときは総本部長に要請 し、総本部長は、本社からオフサイトセンター等への要員派遣及び防災資機材の提 供について適切に対応する。それでもなお不足する場合は、総本部長は他の原子力 事業者の協力を要請する。

5. 原子力防災要員等の派遣等

(1) オフサイトセンター等への派遣

本部長は、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、島根県知事、松江市長、 鳥取県知事及びその他の執行機関の実施する次の発電所敷地外における緊急事態応 急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、別表 1 6 に定める原子力防災要 ○記載の適正化 員等の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じる。

別表番号の修正

- a. オフサイトセンターにおける業務に関する事項
- (a) 発電所とオフサイトセンターとの情報交換
- (b) 報道機関への情報提供
- (c) 緊急事態応急対策についての相互の協力及び調整
- (d) 原子力災害合同対策協議会への参加
- b. 汚染検査及び汚染除去に関する事項
- (a) 身体又は衣服に付着している放射性物質の汚染の測定
- (b) 住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定
- (c)放射性物質による汚染が確認されたものの除染
- (d) 除染等により発生した汚染水・汚染付着物等の処理
- (e) 車両の一時保管が必要となった場合の保管場所確保への協力
- (2) 原子力規制庁緊急時対応センターへの派遣

部長(原子力管理)は、国の関係機関から、原子力規制庁緊急時対応センターの 運営の準備に入る体制を取る旨の連絡を受けた場合、対応要員の派遣その他必要な 措置を講じる。

(3) 原子力事業所災害対策支援拠点への派遣

部長(原子力管理)は、以下に掲げる事項を実施するための拠点として原子力事 業所災害対策支援拠点の設置が必要と判断した場合、あらかじめ複数選定しておい た拠点の候補の中から適切な拠点を確保し、緊急時対策要員及びその他必要な要員 を派遣するとともに、原子力事業所災害対策支援に必要な資機材及び原子力災害対 策活動で使用する資料を輸送し、配備する。資機材等の輸送は、陸路のほか空路等 の使用も考慮し、早急な配備に努める。

- a. 原子力事業所災害対策支援拠点における業務に関する事項
- (a) 発電所への物資、要員の派遣
- (b) 輸送に付随する放射線管理、入退域管理

派遣された原子力防災要員等は、派遣先の関係執行機関の長の指示に基づき、必 要な業務を行う。なお、本部長は、本社の応援を必要とするときは総本部長に要請 し、総本部長は、本社からオフサイトセンター等への要員派遣及び防災資機材の提 供について適切に対応する。それでもなお不足する場合は、総本部長は他の原子力 事業者の協力を要請する。

修正前	修正後	修正理由
第4章 原子力災害事後対策の実施	第4章 原子力災害事後対策の実施	
原子力防災管理者は、原災法第15条第4項の規定に基づく原子力緊急事態解除宣言	 原子力防災管理者は、原災法第15条第4項の規定に基づく原子力緊急事態解除宣言	
あったとき以降において、原子力災害の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため、	があったとき以降において、原子力災害の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため、	
子力災害事後対策を実施する。なお、原子力緊急事態に至らない事象であっても、必	原子力災害事後対策を実施する。なお、原子力緊急事態に至らない事象であっても、必	
があると認められた場合には、本章に示した対策に準じて対応する。	要があると認められた場合には、本章に示した対策に準じて対応する。	
第1節 発電所の対策	第1節 発電所の対策	
. 復旧対策	1. 復旧対策	
本部長は、原子力災害発生後の事態収拾の円滑化を図るため、次の事項について復	本部長は、原子力災害発生後の事態収拾の円滑化を図るため、次の事項について復	
旧計画を策定して原子力規制委員会、島根県知事、松江市長及び鳥取県知事に提出し、	旧計画を策定して原子力規制委員会、島根県知事、松江市長及び鳥取県知事に提出し、	
当該計画に基づき速やかに復旧対策を実施する。	当該計画に基づき速やかに復旧対策を実施する。	
1) 原子炉施設の損傷状況及び汚染状況の把握	(1)原子炉施設の損傷状況及び汚染状況の把握	
2) 原子炉施設の除染の実施	(2) 原子炉施設の除染の実施	
3)原子炉施設損傷部の修理、改造の実施	(3) 原子炉施設損傷部の修理、改造の実施	
4) 放射性物質の追加放出の防止	(4) 放射性物質の追加放出の防止	
5)各復旧対策の実施体制及び復旧に関する工程	(5)各復旧対策の実施体制及び復旧に関する工程	
. 緊急時対策要員の健康管理等	2. 緊急時対策要員の健康管理等	
本部長は、第3章第2節4.「原子力災害医療」に示す健康診断及び健康相談につ	本部長は、第3章第2節4.「原子力災害医療」に示す健康診断及び健康相談につ	
いて、継続して実施する。	いて、継続して実施する。	
緊急時体制の解除	3. 緊急時体制の解除	
総本部長及び本部長は、第2章第2節2.(3)「緊急時体制の解除」に基づき緊	総本部長及び本部長は、第2章第2節2.(3)「緊急時体制の解除」に基づき緊	
急時体制を解除した場合は、その旨を別図5-3に定める連絡経路により報告する。	急時体制を解除した場合は、その旨を別図5-3に定める連絡経路により報告する。	
原因究明と再発防止対策の実施	4. 原因究明と再発防止対策の実施	
原子力防災管理者は、原子力災害の発生した原因を究明し、必要な再発防止対策を	原子力防災管理者は、原子力災害の発生した原因を究明し、必要な再発防止対策を	
講じる。	講じる。	
第2節 原子力防災要員等の派遣等	第2節 原子力防災要員等の派遣等	
原子力防災管理者は、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、島根県知事、松	原子力防災管理者は、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、島根県知事、松	
江市長、鳥取県知事及びその他の執行機関の実施する次の発電所敷地外における原子	江市長、鳥取県知事及びその他の執行機関の実施する次の発電所敷地外における原子	
カ災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、別表 1 5 に定める原子力	 力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、別表17に定める原子力 ○	記載の適正化

29

29

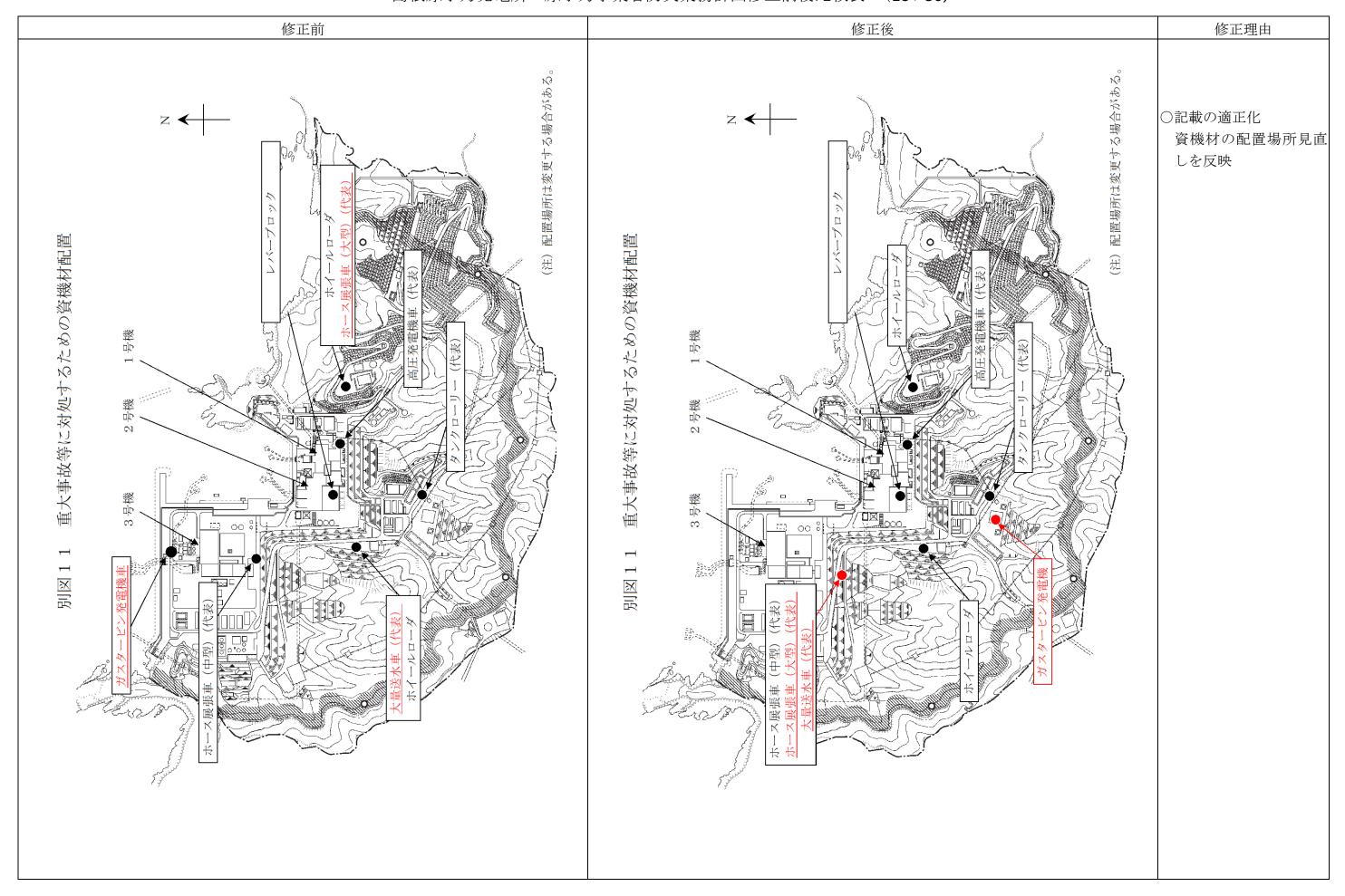
別表番号の修正

第1章 他の原子力事業者で原子の関方 他の原子力事業者で原子の関方が機合への関方 他の原子力事業者で原子の関連が終生からの智慧に応じ、当就事業を、指定行政機関の反 指定性が打破視の原、地方のと同様に分からの智慧に応じ、当就事業を、指定行政機関の反 指定性が打破視の原、地方のと同様になるというでするため、以下の平地 について別数と10で定める場でが開から開からでかり取り責員、第2年対策を責員等の原業、第7月度災策 様材の資子での他と変が協力をする。 の提供が指数とよりでいる数別性物質による内型の創定 ・ 設計が指数による方限が確認されたのようでは、本額の「他の原子力事業者」を「当社に 部に任めない年文的所を開発に活かる等とで与する。 東京、上京は、戸かの属子力が表示をより、後方に動の方法等でいった 定場に、京本が公開からいの周子力事業者と同様しておく。 またし、京本が公開からいの周子の場であるというでは、本額の「他の原子力事業者」を「当社に の第1上のない年文的所を開発に活かる等とで与する。 東京、上京は、戸かの属子力事業者と同様しておく。 またし、京本が公開からいの属子の原本の表が生産的方を開始しておく。 またし、京本が公開からいの属子の場であるというでは、本額の「他の原子力事業者」を「当社に と関子に対しております。と「当社に 国際上院のは、年本的の「他の原子力事業者」を「当社に 国際上院のは、年本的の「他の原子力事業者」を「当社に 国際上院のは、年本的の「他の原子力事業者」を「当社に 国際上院のは、年本の原子力は、本額の「他の原子力事業者」を「当社に 国際上院のは、年本の原子の事業者」を「当社に 国際上院のは、年本の原子の関係となるので、「他の原子力事業者」を「当社に 国際上院のは、年本の原子の原本の関係といいで展示を表し、他の原型の技術を発生し となら、アネルが全に対しており、他の原子力事業者と同様しておく。 またり、アネルが発生しておく。	修正前	修正後	修正理由
他の原子力事業者で原子力災害が発生した場合、部長(原子力管理)は原子力防災 管理者とともに、国あるいは他社からの要請に応じ、当該事業者、指定行政機関の長、 指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関の実施する緊急事態応急 対策及び原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、以下の事項 について別表 1 6 に定める原子力防災要員、緊急時対策要員等の派遣、原子力防災資 機材の貸与その他必要な協力をする。 ・環境放射線モニタリング ・身体又は衣服に付着している放射性物質の汚染の測定 ・住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定 ・放射性物質による汚染が確認されたものの除染 ただし、事業所外運搬の場合にあっては、本節の「他の原子力事業者」を「当社に 通報責任のない事業所外運搬」に読み替えて準用する。 また、社長は、国内の原子力事業所及び事業所外運搬において原子力災害が発生し た場合に、原子力事業者間の協力が円滑に実施できるよう、協力活動の方法等につい た場合に、原子力事業者間の協力が円滑に実施できるよう、協力活動の方法等につい た場合に、原子力事業者間の協力が円滑に実施できるよう、協力活動の方法等につい た場合に、原子力事業者間の協力が円滑に実施できるよう、協力活動の方法等につい た場合に、原子力事業者間の協力が円滑に実施できるよう、協力活動の方法等につい た場合に、原子力事業者間の協力が円滑に実施できるよう、協力活動の方法等につい た場合に、原子力事業者間の協力が円滑に実施できるよう、協力活動の方法等につい た場合に、原子力事業者間の協力が円滑に実施できるよう、協力活動の方法等につい た場合に、原子力事業者間の協力が円滑に実施できるよう、協力活動の方法等につい	第5章 その他	第5章 その他	
他の原子力事業者で原子力災害が発生した場合、部長(原子力管理)は原子力防災 管理者とともに、国あるいは他社からの要請に応じ、当該事業者、指定行政機関の長、 指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関の実施する緊急事態応急 対策及び原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、以下の事項 について別表 1.6 に定める原子力防災要員、緊急時対策要員等の派遣、原子力防災資 機材の貸与その他必要な協力をする。 ・ 環境放射線モニタリング ・ 身体又は衣服に付着している放射性物質の汚染の測定 ・ 住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定 ・ 放射性物質による汚染が確認されたものの除染 ただし、事業所外運搬」に誘み替えて準用する。 また、社長は、国内の原子力事業所及び事業所外運搬において原子力災害が発生し た場合に、原子力事業者間の協力が円滑に実施できるよう、協力活動の方法等につい た場合に、原子力事業者間の協力が円滑に実施できるよう、協力活動の方法等につい た場合に、原子力事業者間の協力が円滑に実施できるよう、協力活動の方法等につい た場合に、原子力事業者間の協力が円滑に実施できるよう、協力活動の方法等につい た場合に、原子力事業者間の協力が円滑に実施できるよう、協力活動の方法等につい た場合に、原子力事業者間の協力が円滑に実施できるよう、協力活動の方法等につい た場合に、原子力事業者間の協力が円滑に実施できるよう、協力活動の方法等につい た場合に、原子力事業者間の協力が円滑に実施できるよう、協力活動の方法等につい た場合に、原子力事業者間の協力が円滑に実施できるよう、協力活動の方法等につい た場合に、原子力事業者間の協力が円滑に実施できるよう、協力活動の方法等につい た場合に、原子力事業者間の協力が円滑に実施できるよう、協力活動の方法等につい た場合に、原子力事業者間の協力が円滑に実施できるよう、協力活動の方法等につい			
管理者とともに、国あるいは他社からの要請に応じ、当該事業者、指定行政機関の長、 指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関の実施する緊急事態応急 対策及び原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、以下の事項 について別表 1 6に定める原子力防災要員、緊急時対策要員等の派遣、原子力防災資 機材の貸与その他必要な協力をする。 ・環境放射線モニタリング ・身体又は衣服に付着している放射性物質の汚染の測定 ・放射性物質による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定 ・放射性物質による汚染が確認されたものの除染 ただし、事業所外運搬の場合にあっては、本節の「他の原子力事業者」を「当社に 通報責任のない事業所外運搬」に読み替えて準用する。 また、社長は、国内の原子力事業所及び事業所外運搬において原子力災害が発生し た場合に、原子力事業者間の協力が円滑に実施できるよう、協力活動の方法等につい	第1節 他の原子力事業者への協力	第1節 他の原子力事業者への協力	
	他の原子力事業者で原子力災害が発生した場合、部長(原子力管理)は原子力防災管理者とともに、国あるいは他社からの要請に応じ、当該事業者、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、以下の事項について別表 16に定める原子力防災要員、緊急時対策要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な協力をする。 ・環境放射線モニタリング・身体又は衣服に付着している放射性物質の汚染の測定・住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定・放射性物質による汚染が確認されたものの除染ただし、事業所外運搬の場合にあっては、本節の「他の原子力事業者」を「当社に通報責任のない事業所外運搬」に読み替えて準用する。また、社長は、国内の原子力事業所及び事業所外運搬において原子力災害が発生した場合に、原子力事業者間の協力が円滑に実施できるよう、協力活動の方法等につい	他の原子力事業者で原子力災害が発生した場合、部長(原子力管理)は原子力防災管理者とともに、国あるいは他社からの要請に応じ、当該事業者、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、以下の事項について別表18に定める原子力防災要員、緊急時対策要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な協力をする。 環境放射線モニタリング タ体又は衣服に付着している放射性物質の汚染の測定 住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定 放射性物質による汚染が確認されたものの除染 ただし、事業所外運搬の場合にあっては、本節の「他の原子力事業者」を「当社に通報責任のない事業所外運搬」に読み替えて準用する。また、社長は、国内の原子力事業所及び事業所外運搬において原子力災害が発生した場合に、原子力事業者間の協力が円滑に実施できるよう、協力活動の方法等につい	

	修正前		修正後	修正理由
	別冊目次		別冊目次	
別図 1	原子力防災組織	別図 1	原子力防災組織	
別図 2	本社原子力防災組織	別図 2	本社原子力防災組織	
別図3	緊急時における防災組織体制及び防災組織の情報・指令伝達経路	別図3	緊急時における防災組織体制及び防災組織の情報・指令伝達経路	
	敷地境界放射線上昇事象が発生した場合の通報及び連絡経路(原子炉施		敷地境界放射線上昇事象が発生した場合の通報及び連絡経路(原子炉施	
7,12, 4 1	設)	7,1四 五 1	設)	
別図4-2	警戒事態該当事象が発生した場合の連絡経路(原子炉施設)	別図4-2	警戒事態該当事象が発生した場合の連絡経路(原子炉施設)	
	原災法第10条第1項の規定に基づく通報経路(原子炉施設)		原災法第10条第1項の規定に基づく通報経路(原子炉施設)	
	原災法第10条第1項の規定に基づく通報経路(事業所外運搬)		原災法第10条第1項の規定に基づく通報経路(事業所外運搬)	
	敷地境界放射線上昇事象が発生した場合の通報後の連絡経路(原子炉施		敷地境界放射線上昇事象が発生した場合の通報後の連絡経路(原子炉施	
	設)	ا و المادر	設)	
別図5-2	警戒事態該当事象が発生した場合の連絡後の連絡経路(原子炉施設)	別図 5 - 2	警戒事態該当事象が発生した場合の連絡後の連絡経路(原子炉施設)	
別図5-3	原災法第10条第1項の規定に基づく通報後の連絡経路(原子炉施設)	別図 5 - 3	原災法第10条第1項の規定に基づく通報後の連絡経路(原子炉施設)	
別図5-4	原災法第10条第1項の規定に基づく通報後の連絡経路(事業所外運搬)	別図 5 - 4	原災法第10条第1項の規定に基づく通報後の連絡経路(事業所外運搬)	
別図 6	緊急時体制発令の伝達及び非常招集連絡経路(発電所)	別図 6	緊急時体制発令の伝達及び非常招集連絡経路(発電所)	
別図 7	緊急時体制発令の伝達及び非常招集連絡経路(本社)	別図 7	緊急時体制発令の伝達及び非常招集連絡経路(本社)	
別図 8	発電所敷地周辺の放射線測定設備	別図 8	発電所敷地周辺の放射線測定設備	
別図 9	発電所内の緊急時対策所及び応急処置施設等	別図 9	発電所内の緊急時対策所及び応急処置施設等	
別図10	発電所敷地内の集合場所と避難場所	別図10	発電所敷地内の集合場所と避難場所	
別図11	重大事故等に対処するための資機材配置	別図11	重大事故等に対処するための資機材配置	
別表 1	原子力災害等発生時の通報・連絡基準	別表 1	原子力災害等発生時の通報・連絡基準	
別表 2	各障壁の喪失の判断基準	別表 2	各障壁の喪失の判断基準	
別表 3	安全機器等を設置する区域の位置及びこれら機器等の一覧	別表 3	安全機器等を設置する区域の位置及びこれら機器等の一覧	
別表 4	原子力防災要員の職務と配置	別表 4	原子力防災要員の職務と配置	
別表 5	副原子力防災管理者及び原子力防災管理者の代行順位	別表 5	副原子力防災管理者及び原子力防災管理者の代行順位	
別表 6	原子力防災資機材	別表 6	原子力防災資機材	
別表 7	原子力防災関連資機材	別表 7	原子力防災関連資機材	
		別表 8	医療関連資機材	○オンサイト医療の反映
別表 <u>8</u>	原子力災害対策活動で使用する資料	別表 <u>9</u>	原子力災害対策活動で使用する資料	に伴う修正
別表 <u>9</u>	原子力災害対策活動で使用する施設	別表 <u>10</u>	原子力災害対策活動で使用する施設	医療関連資機材および
別表 <u>10</u>	電力間協定に基づく原子力緊急事態支援組織	別表 <u>11</u>	電力間協定に基づく原子力緊急事態支援組織	原子力安全研究協会の
		別表 1 2	原子力安全研究協会	別表を追加
別表 <u>11</u>	SPDS伝送データ項目	別表 <u>13</u>	SPDS伝送データ項目	
別表 <u>12</u>	原子力災害対策活動等に従事する者の安定ヨウ素剤服用基準	別表 <u>14</u>	原子力災害対策活動等に従事する者の安定ヨウ素剤服用基準	○記載の適正化
別表 <u>13</u>	原子力防災組織業務の一部を委託するもの	別表 <u>15</u>	原子力防災組織業務の一部を委託するもの	別表番号の修正

島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画修正前後比較表 (14/30)

図会 1 製金 1 製		修正前		修正後	修正理由
別表 1 5 原子力災害事後対策における原子力防災要員等の深遺、原子力防災資機材の 資与 別表 1 6 他の原子力事業所で発生した原子力災害への原子力防災要員等の深遺、 原子力防災資機材の貸与 別紙 1 原子力助災資機材の貸与 別紙 2 原子力防災資機材の貨与 別紙 2 原子力防災等理者(副原子力防災管理者)選任・解任届出書 別紙 3 原子力防災等理者(副原子力防災管理者)選任・解任届出書 別紙 5 原子力防災管理者(副原子力防災管理者)選任・解任届出書 別紙 5 原子力防災資機材現況届出書 別紙 6 防災訓練実施結果報告書 別紙 7 敷地境界放射線上昇事象発生通報 別紙 8 別紙 8 別紙 9 別紙 9 別紙 9 別紙 8 原子力防災資機材現混届出書 別紙 6 防災訓練実施結果報告書 別紙 8 別紙 8 別紙 6 防災訓練実施結果報告書 別紙 8 別紙 8 別紙 8 別紙 7 敷地境界放射線上昇事象発生通報 別紙 9 別紙 8 別紙 8 別紙 8 別紙 8 別紙 8 別紙 8 別紙 9 別紙 9	別表 <u>14</u>	緊急事態応急対策における原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機	別表 <u>16</u>	緊急事態応急対策における原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機	○記載の適正化
貸与 貸与 貸与 投表 投表 投表 投表 投表 投表 投表 投		材等の貸与		材等の貸与	別表番号の修正
別表 1 6 他の原子力事業所で発生した原子力災害への原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与 別紙 1 原子力事業者防災業務計画作成(修正)届出書 別紙 2 原子力防災要員現況届出書 別紙 3 原子力防災管理者(副原子力防災管理者)選任・解任届出書 別紙 3 原子力防災管理者(副原子力防災管理者)選任・解任届出書 別紙 4 放射線測定設備現況届出書 別紙 5 原子力防災管理者(副原子力防災管理者)選任・解任届出書 別紙 6 防災訓練支施結果報告書 別紙 6 防災訓練支施結果報告書 別紙 6 防災訓練支施結果報告書 別紙 7 数地境界放射線上昇事象発生通報 別紙 8 教中境界放射線上昇事象発生通報 別紙 8 教中境界放射線上昇事象発生通報 別紙 8 教中境界放射線上昇事象発生通報 別紙 9 教・地境界放射線上昇事象発生通報 別紙 8 教事態該当事象発生連絡 別紙 8 全 警戒事態該当事象発生通絡 別紙 9 生存事象発生通径(原子炉施設) 別紙 1 し 1 応急措置の概要(原子炉施設) 別紙 1 0 ー 2 応急措置の概要(原子炉施設) 別紙 1 0 ー 2 応急措置の概要(原子炉施設) 別紙 1 0 ー 2 応急措置の概要(事業所外運搬)			別表 <u>17</u>		
原子力防災資機材の貸与 別紙1 原子力事業者防災業務計画作成(修正)届出書 別紙2 原子力防災要負現泥屈出書 別紙3 原子力防災要負現泥屈出書 別紙4 放射線測定設備現泥屈出書 別紙5 原子力防災管理者(副原子力防災管理者)遂任・解任届出書 別紙4 放射線測定設備現泥屈出書 別紙5 原子力防災資機材現泥届出書 別紙6 防災訓練実施結果報告書 別紙6 防災訓練実施結果報告書 別紙7 敷地境界放射線上昇事象発生通報 別紙8-1 警戒事態該当事象発生通報 別紙8-1 警戒事態該当事象発生通報 別紙8-2 管戒事態該当事象発生通報 別紙8-2 管戒事態該当事象発生通報 別紙8-2 管戒事態該当事象発生通報 別紙8-2 管戒事態該当事象発生通報 別紙8-2 管戒事態該当事象発生通報 別紙8-2 管戒事態該当事象発生通報 別紙8-2 管戒事態 第年後の経過連絡 別紙8-2 管戒事態 第年後の経過連絡 別紙8-2 管戒事態 第年後の経過連絡 別紙9-1 特定事象発生通報(原子炉施設) 別紙9-2 特定事象発生通報(事業所外運搬) 別紙10-1 応急措置の概要(事業所外運搬) 別紙10-1 応急措置の概要(事業所外運搬) 別紙10-2 応急措置の概要(事業所外運搬)		貸与			
別紙 1 原子力事業者防災業務計画作成(修正)届出書 別紙 2 原子力防災要負現混届出書 別紙 3 原子力防災要負現混届出書 別紙 3 原子力防災管理者(副原子力防災管理者)選任・解任届出書 別紙 3 原子力防災資機規混届出書 別紙 4 放射線測定設備規混届出書 別紙 5 原子力防災資機材現混届出書 別紙 6 防災訓練実施結果報告書 別紙 7 敷地境界放射線上昇事象発生通報 別紙 7 敷地境界放射線上昇事象発生通報 別紙 8 一 1 警戒事態該当事象発生連絡 別紙 8 一 2 警戒事態該当事象発生連絡 別紙 8 一 2 警戒事態該当事象発生連絡 別紙 9 一 1 特定事象発生通報(原子炉施設) 別紙 9 一 2 特定事象発生通報(原子炉施設) 別紙 9 一 2 标定非象径等原子炉施設) 別紙 1 0 - 1 応急措置の概要(原子炉施設) 別紙 1 0 - 2 応急措置の概要(事業所外連機)			別表 <u>18</u>		
別紙 2 原子力防災要員現況届出書		原子力防災資機材の貸与		原子力防災資機材の貸与	
別紙 3 原子力防災管理者(副原子力防災管理者)選任・解任届出書 別紙 3 原子力防災管理者(副原子力防災管理者)選任・解任届出書 別紙 4 放射線測定設備現況届出書 別紙 5 原子力防災資機材現況届出書 別紙 5 原子力防災資機材現況届出書 別紙 6 防災訓練実施結果報告書 別紙 6 防災訓練実施結果報告書 別紙 6 防災訓練実施結果報告書 別紙 7 敷地境界放射線上昇事象発生通報 別紙 7 敷地境界放射線上昇事象発生通報 別紙 8 ー 1 警戒事態該当事象発生連絡 別紙 8 ー 2 警戒事態該当事象発生連絡 別紙 8 ー 2 警戒事態該当事象発生通報 (原子炉施設) 別紙 8 ー 2 管戒事態該当事象発生通報 (原子炉施設) 別紙 9 ー 1 特定事象発生通報 (原子炉施設) 別紙 9 ー 2 特定事象発生通報 (事業所外運搬) 別紙 9 ー 2 特定事象発生通報 (事業所外運搬) 別紙 1 0 ー 1 応急措置の概要 (原子炉施設) 別紙 1 0 ー 1 応急措置の概要 (原子炉施設) 別紙 1 0 ー 2 応急措置の概要 (原子炉施設) 別紙 1 0 ー 2 応急措置の概要 (事業所外運搬) 別紙 1 0 ー 2 応急措置の概要 (事業所外運搬)	別紙 1	原子力事業者防災業務計画作成(修正)届出書	別紙 1	原子力事業者防災業務計画作成(修正)届出書	
別紙 4 放射線測定設備現況届出書 別紙 5 原子力防災資機材現況届出書 別紙 5 原子力防災資機材現況届出書 別紙 6 防災訓練実施結果報告書 別紙 6 防災訓練実施結果報告書 別紙 6 防災訓練実施結果報告書 別紙 7 敷地境界放射線上昇事象発生通報 別紙 7 敷地境界放射線上昇事象発生通報 別紙 8 - 1 警戒事態該当事象発生連絡 別紙 8 - 1 警戒事態該当事象発生連絡 別紙 8 - 2 警戒事態該当事象発生進絡 別紙 8 - 2 警戒事態該当事象発生通報 (原子炉施設) 別紙 9 - 1 特定事象発生通報 (原子炉施設) 別紙 9 - 1 特定事象発生通報 (原子炉施設) 別紙 9 - 2 特定事象発生通報 (東子炉施設) 別紙 9 - 2 特定事象発生通報 (東子炉施設) 別紙 1 0 - 1 応急措置の概要 (原子炉施設) 別紙 1 0 - 1 応急措置の概要 (原子炉施設) 別紙 1 0 - 2 応急措置の概要 (東子炉施設) 別紙 1 0 - 2 応急措置の概要 (東子所外運搬)	別紙 2	原子力防災要員現況届出書	別紙 2	原子力防災要員現況届出書	
別紙 5 原子力防災資機材現况届出書 別紙 6 防災訓練実施結果報告書 別紙 7 敷地境界放射線上昇事象発生通報 別紙 7 敷地境界放射線上昇事象発生通報 別紙 8 - 1 警戒事態該当事象発生連絡 別紙 8 - 2 警戒事態該当事象発生後の経過連絡 別紙 8 - 2 警戒事態該当事象発生後の経過連絡 別紙 8 - 2 警戒事態該当事象発生通報(原子炉施設) 別紙 9 - 1 特定事象発生通報(原子炉施設) 別紙 9 - 2 特定事象発生通報(事業所外運搬) 別紙 1 0 - 1 応急措置の概要(原子炉施設) 別紙 1 0 - 1 応急措置の概要(原子炉施設) 別紙 1 0 - 2 応急措置の概要(事業所外運搬) 別紙 1 0 - 2 応急措置の概要(事業所外運搬)	別紙3	原子力防災管理者(副原子力防災管理者)選任・解任届出書	別紙3	原子力防災管理者(副原子力防災管理者)選任・解任届出書	
別紙6 防災訓練実施結果報告書 別紙7 敷地境界放射線上昇事象発生通報 別紙8-1 警戒事態該当事象発生連絡 別紙8-2 警戒事態該当事象発生進絡 別紙8-2 警戒事態該当事象発生後の経過連絡 別紙9-1 特定事象発生通報(原子炉施設) 別紙9-2 特定事象発生通報(事業所外運搬) 別紙10-1 応急措置の概要(原子炉施設) 別紙10-2 応急措置の概要(事業所外運搬) 別紙10-2 応急措置の概要(事業所外運搬) 別紙10-2 応急措置の概要(事業所外運搬)	別紙4	放射線測定設備現況届出書	別紙4	放射線測定設備現況届出書	
別紙 7 敷地境界放射線上昇事象発生通報 別紙 8 - 1 警戒事態該当事象発生連絡 別紙 8 - 2 警戒事態該当事象発生連絡 別紙 8 - 2 警戒事態該当事象発生後の経過連絡 別紙 9 - 1 特定事象発生通報(原子炉施設) 別紙 9 - 2 特定事象発生通報(事業所外運搬) 別紙 1 0 - 1 応急措置の概要(原子炉施設) 別紙 1 0 - 2 応急措置の概要(事業所外運搬)	別紙 5	原子力防災資機材現況届出書	別紙 5	原子力防災資機材現況届出書	
別紙8-1 警戒事態該当事象発生連絡 別紙8-2 警戒事態該当事象発生後の経過連絡 別紙9-1 特定事象発生通報 (原子炉施設) 別紙9-2 特定事象発生通報 (原子炉施設) 別紙10-1 応急措置の概要 (原子炉施設) 別紙10-2 応急措置の概要 (東業所外運搬) 別紙10-2 応急措置の概要 (事業所外運搬) 別紙10-2 応急措置の概要 (事業所外運搬)	別紙 6	防災訓練実施結果報告書	別紙 6	防災訓練実施結果報告書	
別紙8-2 警戒事態該当事象発生後の経過連絡 別紙9-1 特定事象発生通報(原子炉施設) 別紙9-2 特定事象発生通報(事業所外運搬) 別紙10-1 応急措置の概要(原子炉施設) 別紙10-2 応急措置の概要(事業所外運搬) 別紙10-2 応急措置の概要(事業所外運搬) 別紙10-2 応急措置の概要(事業所外運搬)	別紙 7	敷地境界放射線上昇事象発生通報	別紙 7	敷地境界放射線上昇事象発生通報	
別紙 9 - 1 特定事象発生通報 (原子炉施設) 別紙 9 - 2 特定事象発生通報 (事業所外運搬) 別紙 1 0 - 1 応急措置の概要 (原子炉施設) 別紙 1 0 - 2 応急措置の概要 (事業所外運搬) 別紙 1 0 - 2 応急措置の概要 (事業所外運搬) 別紙 1 0 - 2 応急措置の概要 (事業所外運搬)	別紙8-1	警戒事態該当事象発生連絡	別紙8-1	警戒事態該当事象発生連絡	
別紙9-2 特定事象発生通報(事業所外運搬) 別紙10-1 応急措置の概要(原子炉施設) 別紙10-2 応急措置の概要(事業所外運搬) 別紙10-2 応急措置の概要(事業所外運搬) 別紙10-2 応急措置の概要(事業所外運搬)	別紙8-2	警戒事態該当事象発生後の経過連絡	別紙8-2	警戒事態該当事象発生後の経過連絡	
別紙10-1 応急措置の概要(原子炉施設) 別紙10-2 応急措置の概要(事業所外運搬) 別紙10-2 応急措置の概要(事業所外運搬) 別紙10-2 応急措置の概要(事業所外運搬)	別紙9-1	特定事象発生通報 (原子炉施設)	別紙9-1	特定事象発生通報(原子炉施設)	
別紙10-2 応急措置の概要(事業所外運搬) 別紙10-2 応急措置の概要(事業所外運搬)	別紙9-2	特定事象発生通報(事業所外運搬)	別紙 9 - 2	特定事象発生通報(事業所外運搬)	
	別紙10一	1 応急措置の概要(原子炉施設)	別紙10-	1 応急措置の概要(原子炉施設)	
参考 原災法及び原子力災害対策指針に基づくEAL基準の整理表 参考 原災法及び原子力災害対策指針に基づくEAL基準の整理表	別紙10一:	2 応急措置の概要(事業所外運搬)	別紙10-	2 応急措置の概要(事業所外運搬)	
	参考	原災法及び原子力災害対策指針に基づくEAL基準の整理表	参考	原災法及び原子力災害対策指針に基づくEAL基準の整理表	



別表7 原子力防災関連資機材(2/3)

修正前

	分 類	名 称	数量	点検頻度	点検内容	配置場所· 保管場所(※1)
		個人用外部被ばく線量測定器	50個	1回/年	機能確認	2号廃棄物処理建物
	†測器等の ∈な資機材	テレテクタ	2台	1回/年	機能確認	1、2号制御建物他
		ホールボディカウンタ	1台	1回/年	機能確認	免震重要棟1階
		試料放射能測定装置	1台	1回/年	機能確認	管理事務所3号館
医療	活動に必要な	人工蘇生器	1式	1回/月	機能確認	健康管理センター
É	とな資機材	酸素吸入セット	1式	1回/月	機能確認	健康管理センター
		高圧発電機車(500kVA)	8台	1回/月	機能確認	1 5 m 盤他
	構内電源 受電	可搬式発電機(100kVA)	<u>1台</u>	1回/月	機能確認	2号水ろ過装置周り
		<u>ガスタービン発電機車</u> <u>(4000kVA)</u>	<u>4台</u>	1回/6ヶ月	機能確認	<u>8.5m盤</u>
緊急時対	代替注水	大量送水車 (送水量:5,000L/min、 揚程:130m)	11台	1回/6ヶ月	機能確認	<u>4 4 m 盤</u> 他
応		ホース展張車 (大型) (φ 1 5 0 mm ホース : 2 km)	4台	1回/6ヶ月	機能確認	<u>免震重要棟北側</u> 他
に必要な主な資機材		ホース展張車 (中型) (φ150mmホース: 0.8km)	4台	1回/6ヶ月	機能確認	<u>8.5m盤</u> 他
な資機	燃料補給	タンクローリー (3 k L)	3台	1回/6ヶ月	機能確認	44m盤他
材	がれき 撤去	ホイールローダ	2台	1回/月	機能確認	4 4 m 盤他
	高線量 区域作業	高線量対応防護服	10着	1回/年	外観点検	2号廃棄物処理建物
	水素放出 装置	レバーブロック	16台	1回/年	外観点検	2号原子炉建物屋上
	燃料プール 水位測定	テープ式水位計	1台	1回/年	外観点検	2号原子炉建物

^{※1} 配置場所・保管場所は変更する場合がある。

別表7 原子力防災関連資機材(2/3)

修正後

	分 類	名 称	数量	点検頻度	点検内容	配置場所· 保管場所(※1)		
		個人用外部被ばく線量測定器	50個	1回/年	機能確認	2号廃棄物処理建物		
	十測器等の Eな資機材	テレテクタ	2台	1回/年	機能確認	1、2号制御建物他		
上'4 貝似们		ホールボディカウンタ	1台	1回/年	機能確認	免震重要棟1階		
		試料放射能測定装置	1台	1回/年	機能確認	管理事務所3号館		
医療	活動に必要な	人工蘇生器	1式	1 回/月	機能確認	健康管理センター		
Ė	三な資機材	酸素吸入セット	1式	1 回/月	機能確認	健康管理センター		
	構内電源	高圧発電機車(500kVA)	8台	1回/月	機能確認	15m盤他		
	受電	<u>ガスタービン発電機</u> <u>(6000kVA)</u>	2台	1回/6ヶ月	機能確認	<u>44m盤</u>		
緊急時対応に必要		大量送水車 (送水量:5,000L/min、 揚程:130m)	11台	1回/6ヶ月	機能確認	3号南法面他		
	対	代替注水	ホース展張車 (大型) (φ 1 5 0 mm ホース: 2 km)	4台	1回/6ヶ月	機能確認	3号南法面他	
		ホース展張車 (中型) (φ150mmホース:0.8km)	4台	1回/6ヶ月	機能確認	3号南法面他		
必要な主な資機材	燃料補給	タンクローリー (3 k L)	3台	1回/6ヶ月	機能確認	44m盤他		
資機材	がれき 撤去	ホイールローダ	2台	1回/月	機能確認	4 4 m 盤他	•	
	高線量 区域作業	高線量対応防護服	10着	1回/年	外観点検	2号廃棄物処理建物		
	水素放出 装置	レバーブロック	16台	1回/年	外観点検	2号原子炉建物屋上		
	燃料プール 水位測定	テープ式水位計	1台	1回/年	外観点検	2号原子炉建物		

^{※1} 配置場所・保管場所は変更する場合がある。

○ガスタービン発電機の 設置完了に伴う修正 ガスタービン発電機を 追加し、可搬式発電機お よびガスタービン発電 機車を削除

修正理由

○記載の適正化 資機材の配置場所見直 しを反映

島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画修正前後比較表 (17/30)

修正前			修正征	发			修正理由
			8 医療	関連資機材	—————————————————————————————————————		
	分 類	名 称	数量	点検頻度	点検内容	配置場所· 保管場所 ^(※1)	○オンサイト医療の反映 に伴う修正
		心電計	1台	1回/年	機能確認	免震重要棟処置室	医療関連資機材の別表
		AED	1台	1回/月	機能確認	免震重要棟玄関フロア	を追加
		アンビューバック	1個	1回/年	外観点検	免震重要棟処置室	
該当頁なし	医	酸素ボンベ	1 5 0 0 L	1回/年	外観点検	免震重要棟処置室	
	療関	ストレッチャー	1台	1回/年	外観点検	免震重要棟処置室	
	連資	バックボード (ベルト付)	1個	1回/年	外観点検	免震重要棟処置室	
	機 材	バックボード用頸椎固定器具	1個	1回/年	外観点検	免震重要棟処置室	
		折りたたみ担架	1台	1回/年	外観点検	免震重要棟医務室	
		点滴台	1台	1回/年	外観点検	免震重要棟処置室	
		車椅子	1台	1回/年	外観点検	免震重要棟処置室	
	※ 1	配置場所・保管場所は変更する場合が	ある。				

島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画修正前後比較表 (18/30)

修正前		修正理由
		○記載の適正化
別表8 原子力災害対策活動で使用する資料	別表 9 原子力災害対策活動で使用する資料	別表番号の追加
別表 9 原子力災害対策活動で使用する施設	別表10 原子力災害対策活動で使用する施設	
別表10 電力間協定に基づく原子力緊急事態支援組織	別表11 電力間協定に基づく原子力緊急事態支援組織	

島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画修正前後比較表 (19/30)

名 株 公益財団伝人 原子刀安全研究協会	修正前		修正後		修正理由
② 主 発酵の主なインティト医療の 原 元 地 東京衛連と解析3 - 1.8 - 7 2. 平常時の主なインティト医療・ (
所 在 地 東京都売区新館5-18 7 2. 平常時の主なスンサイトと渡菱窩					○オンサイト医療の反映
2. 平常時の主なエンリイト医療業務					に伴う修正
医師等の移植 災害発生時に備えた医師等の契良が待穢し、係有資機材を使用可能な状態に整備 する。 京イカ事業者 災害発生時の情報伝達及び連携維持のため、原子力享業者の施設・資機材の能認 との譲属 民力防災刑 原子力業者の計算の 原子力等業の計算の 原子力等業の対策 原子力度を研究 原子力 原子		2 平党時の主たオン	マサイト 医療 業務		原子力安全研究協会の
関子力事業者		医師等の待機	災害発生時に備えた医師等の要員が待機し、保有資機材を	を使用可能な状態に整備	別表を追加
との連携 を定期的 (1回/年)に実施する。 原子力防災訓練に計画的に参画し、情報連携対応と移動手段 原子力防災訓練への魅力 の確認に関する改善事項を確認する。 3. 原子力災害養生時の原子力安全研究協会の対応及び発災事業者への医療支援内容 原子力災害 田敷 原子力災害 田敷 原子力災害 田敷 原子力災害 田敷 原子力災害 田敷 原子力災害 田敷 原子力安全研究協会 原子力安全研究協会 原子力安全研究協会 原子力安全研究協会 原子力安全研究協会 原子力安全研究協会 原子力安全研究協会 原子力安全研究協会 原子力安全研究協会 原子力安全研究協会の医師等の要員を研集した。 全災事業者へ の支援内容 今後以事業者からの支援緊請後、原子力安全研究協会の医師等の要員を研集する。 今後内を作用を支援した後、医師等の要員を研集する。 今後内を作用を支援した後、医師等の要員を研集する。 今後内を作用を支援した後、医師等に対して行う医療活動を支援する。 今後日本院 中野 東子力安全研究協会は、下表の資機材について、1回/年の保守点検を行う。また、核験、点検等により必要数が確保できない場合には代計品を補充する。 タ類 原子力安全研究協会は、下表の資機材 1式 面信用空機材 1式 面信用空機材 1式 面信用空機材 1式 一般保険工具を存取る 1式 1式 一般保険工具を存取る 1式 1式 1式 1式 1式 1式 1式 1				老の協設・姿燃材の確認	
確への協力 の確認に関する改善事項を確認する。 3. 原子力災害発生時の原子力安全研究協会の対応及び発災事業者への医療支援内容 原子力災害 展示力災害 展示力災害 展示力策全研究協会 医療主義者 原子力安全研究協会 医阿等の変良 水及報告 ※ 発災事業者・持定事象が発生した原子力事業所を保有する事業者 を 1・本発災事業者があった技験業務後、原子力安全研究協会の医師等の要員を招集し、資機材の準備を実施した後、医師等の要員を派遣する。 ・発電所構内で発生した負傷者等に対して行う医療活動を支援する。 4. 保有資機材一覧 原子力安全研究協会は、下去の資機材について、1回/年の保守点検を行う。また、故障、 京榜等により必要数が確保できない場合には代替品を補充する。 4. 保有資機材 一覧 原子力安全研究協会は、下去の資機材について、1回/年の保守点検を行う。また、故障、 京榜等により必要数が確保できない場合には代替品を補充する。 「会議等により必要数が確保できない場合には代替品を補充する。」 「を原用資機材 1・式 通信用資機材 1・式 通信用資機材 1・式 加修用資機材 1・式 1・式 1・対 1・対 1・式 1・式 1・対 1・式 1・式 1・対 1・式		との連携を	定期的(1回/年)に実施する。		
3. 原子力災害発生時の原子力安全研究協会の対応及び発災事業者への医療支援内容 原子力災害 原子力災害 原子力災害 原子力災害 原子力災を研究協会 原産が変更計 指示 変災事業者 ・	該当頁なし			青報連携対応と移動手段	
原子力災害 医療支援要請 出動 医療支援要請 指示 災害発生時の 連絡体制 発災事業者。 原子力安全研究協会 原子力安全研究協会 原子力安全研究協会 原子力安全研究協会 原子力安全研究協会 医館等の要員 ※ 発災事業者 : 特定事象が発生した原子力事業所を保有する事業者 ・本発災事業者からの支援要請後、原子力安全研究協会の医師等の要員を招集し、		MR [*] NO MB / J	(性)のに関する以音事項で(性)のする。		
原子力安全研究協会 原用資機材 担応		3. 原子力災害発生時	Fの原子力安全研究協会の対応及び発災事業者への医療 での原子力安全研究協会の対応及び発災事業者への医療	寮支援内容	
災害発生時の 連絡体制 原子力安全研究協会 医師等の要負 大沢報告 ※ 発災事業者: 物定事象が発生した原子力事業所を保有する事業者 発災事業者への支援内容 ・本発災事業者がらの支援要請後、原子力安全研究協会の医師等の要員を招集し、資機材の理備を実施した後、医師等の要員を泥造する。 ・発電所構内で発生した負傷者等に対して行う医療活動を支援する。 4. 保有資機材一覧 原子力安全研究協会は、下表の資機材について、1回/年の保守点検を行う。また、故障、点検等により必要数が確保できない場合には代替品を補充する。 み類 夕類 名 称 数量 現地活動用資機材 1式 放射線管理資機材 1式 放射線管理資機材 1式 放射線管理資機材 1式 放射線管理資機材 1式 加信用資機材 1式 放射線管理資機材 1式 加信用資機材 1式 放射線管理資機材 1式 加信用資機材 1式 加信用資機材 1式 加信用資機材 1式 加信用資機材 1式 加信用資機材 1式 放射線管理資機材 1式					
##		災害発生時の		百乙九宏会延宠协会	
※ 発災事業者: 特定事象が発生した原子力事業所を保有する事業者 ・本発災事業者からの支援要請後、原子力安全研究協会の医師等の要員を招集し、		連絡体制	発災事業者**		
発災事業者への支援内容 ・本発災事業者からの支援要請後、原子力安全研究協会の医師等の要員を招集し、資機材の準備を実施した後、医師等の要員を派遣する。・発電所構内で発生した負傷者等に対して行う医療活動を支援する。 4. 保有資機材一覧原子力安全研究協会は、下表の資機材について、1回/年の保守点検を行う。また、故障、点検等により必要数が確保できない場合には代替品を補充する。 分類 名 称 数量 皮療用資機材 1式 現地活動用資機材 1式 放射線管理資機材 1式 放射線管理資機材 1式 放射線管理資機材 1式 放射線管理資機材 1式				ナナッキやメ	
 登機材の準備を実施した後、医師等の要員を派遣する。 ・発電所構内で発生した負傷者等に対して行う医療活動を支援する。 4. 保有資機材一覧 原子力安全研究協会は、下表の資機材について、1回/年の保守点検を行う。また、故障、点検等により必要数が確保できない場合には代替品を補充する。 分類 名 称 数量 医療用資機材 1式 通信用資機材 1式 放射線管理資機材 1式 					
・発電所構内で発生した負傷者等に対して行う医療活動を支援する。 4. 保有資機材一覧		発災事業有へ の支援内容	資機材の準備を実施した後、医師等の要員を派遣する。		
原子力安全研究協会は、下表の資機材について、1回/年の保守点検を行う。また、故障、 点検等により必要数が確保できない場合には代替品を補充する。 分類 名 称 数量 医療用資機材 1式 現地活動用資機材 1式 放射線管理資機材 1式 放射線管理資機材 1式			発電所構内で発生した負傷者等に対して行う医療活動を	文援する。	
点検等により必要数が確保できない場合には代替品を補充する。数量分類名 称数量現地活動用資機材医療用資機材1式通信用資機材1式放射線管理資機材1式放射線管理資機材1式					
分類 名 称 数量 現地活動用資機材 E療用資機材 1式 現地活動用資機材 1式 放射線管理資機材 1式 放射線管理資機材 1式				と行う。また、故障、	
現地活動用資機材 1式 放射線管理資機材 1式				数量	
放射線管理資機材 1式					
		現地活動用資機材			
			'		

島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画修正前後比較表 (20/30)

修正前	修正後	修正理由
		○記載の適正化
別表 <u>11</u> SPDS伝送データ項目(1/9)	別表 <u>13</u> SPDS伝送データ項目(1/9)	別表番号の修正
別表 <u>11</u> SPDS伝送データ項目(2/9)	別表 <u>13</u> SPDS伝送データ項目(2/9)	
別表 <u>11</u> SPDS伝送データ項目 (3/9)	別表 <u>13</u> SPDS伝送データ項目(3/9)	

修正前		修正後	修正理由	
別表 <u>11</u> SPDS伝送データ項目(4/9)		別表 <u>13</u> SPDS伝送データ項目(4/9)		○記載の適正化
島根原子力発電所2号機	一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	島根原子力発電所2号機	工兴兴 丛	別表番号の修正
No 常時伝送項目(※1)	工学単位	No 常時伝送項目 (※1)	工学単位	
101 SRMレベルCH24	S ⁻¹	101 SRMレベルCH24	S ⁻¹	
102 モードSW運転 103 A-SGT自動起動	DIGITAL DIGITAL	102 モードSW運転 103 A-SGT自動起動	DIGITAL	
103 A-SGT自動起動 104 B-SGT自動起動	DIGITAL	103 A-SGT自動起動 104 B-SGT自動起動	DIGITAL DIGITAL	
104 B-SG1日動起動 105 主蒸気管放射線異常高トリップA1	DIGITAL	104 B-SG1日動起動 105 主蒸気管放射線異常高トリップA1	DIGITAL	
103 王然	DIGITAL	103 王然	DIGITAL	
107 主然気管放射線異常高トリップA2	DIGITAL	107 主蒸気管放射線異常高トリップA2	DIGITAL	
107 工芸	DIGITAL	107 工無	DIGITAL	
100 工無 X 目 放	S ⁻¹	100 工無 X 目 X 3 1 M 共 所 同 ト フ フ フ B Z 1 0 9 A - 放水路水モニタ	S ⁻¹	
1 1 0 I RMレベルCH 1 1	%	1 1 0 I RMレベルCH 1 1	%	
111 IRMレベルCH12	%	111 IRMレベルCH12	%	
112 IRMレベルCH13	%	112 IRMレベルCH13	%	
113 IRMレベルCH14	%	113 IRMレベルCH14	%	
114 IRMレベルCH15	%	114 IRMレベルCH15	%	
115 IRMレベルCH16	%	115 IRMレベルCH16	%	
116 IRMレベルCH17	%	116 IRMレベルCH17	%	
117 IRMレベルCH18	%	117 IRMレベルCH18	%	
118 燃料取替階モニタ (A)	mSv/h	118 燃料取替階モニタ (A)	mSv/h	
119 燃料取替階モニタ (B)	mSv/h	119 燃料取替階モニタ (B)	mSv/h	
120 燃料取替階モニタ (C)	mSv/h	120 燃料取替階モニタ (C)	mSv/h	
121 燃料取替階モニタ (D)	mSv/h	121 燃料取替階モニタ (D)	mSv/h	
122 B−放水路水モニタ <u>(※2)</u>	s^{-1}	122 B-放水路水モニタ	s^{-1}	
123 高圧原子炉代替注水流量 (※2)	m³/h	123 高圧原子炉代替注水流量	m ³ /h	○記載の適正化
124 A-RCWポンプ 起動 (※2)	DIGITAL	124 A-RCWポンプ 起動	DIGITAL	読み替え内容(ERSS 伝
125 B-RCWポンプ 起動 (※2)	DIGITAL	125 B-RCWポンプ 起動	DIGITAL	
126 C-RCWポンプ 起動 (※2)	DIGITAL	126 C-RCWポンプ 起動	DIGITAL	送開始に伴う修正)の反
127 D-RCWポンプ 起動 (※2)	DIGITAL	127 D-RCWポンプ 起動	DIGITAL	映
128 HPCWポンプ起動 <u>(※2)</u>	DIGITAL	128 HPCWポンプ起動	DIGITAL	
129 A-RSWポンプ 起動 (※2) 130 B-RSWポンプ 起動 (※2)	DIGITAL DIGITAL	129 A-RSWポンプ 起動 130 B-RSWポンプ 起動	DIGITAL DIGITAL	
130 B-RSWポンプ 起動 (※2) 131 C-RSWポンプ 起動 (※2)	DIGITAL	130 B-KSWポンク 起動 131 C-RSWポンプ 起動	DIGITAL	
131 C-RSWポンプ 起動 (※2) 132 D-RSWポンプ 起動 (※2)	DIGITAL	131 C-KSWポンク 起動 132 D-RSWポンプ 起動	DIGITAL	
133 HPSWポンプ起動 (※2)	DIGITAL	133 HPSWポンプ起動	DIGITAL	
134 A-残留熱除去系熱交換器入口温度(※2)	°C	134 A-残留熱除去系熱交換器入口温度	°C	
1 3 5 B - 残留熱除去系熱交換器入口温度 (※2)	$\frac{\mathbb{C}}{\mathbb{C}}$	135 B-残留熱除去系熱交換器入口温度	$\frac{\mathbb{C}}{\mathbb{C}}$	
1 3 6 A - 残留熱除去系熱交換器出口温度 (※2)	$\frac{\circ}{\circ}$	136 A-残留熱除去系熱交換器出口温度	$^{\circ}$ C	
137 B-残留熱除去系熱交換器出口温度(※2)	$^{\circ}$ C	137 В-残留熱除去系熱交換器出口温度	$^{\circ}$ C	
138 サプレッション・プール水位 (SA) (※2)	m	138 サプレッション・プール水位 (SA)	m	
139 A-サプレッション・プール水温度 (SA) <u>(※2)</u>	$^{\circ}$ C	139 A-サプレッション・プール水温度 (SA)	$^{\circ}\!\mathbb{C}$	
140 B-サプレッション・プール水温度 (SA) <u>(※2)</u>	$^{\circ}$ C	140 B-サプレッション・プール水温度 (SA)	$^{\circ}\! \mathbb{C}$	
141 A-サプレッション・チェンバ圧力(SA) (※2)	kPa(abs)	141 A-サプレッション・チェンバ圧力(SA)	kPa (abs)	
142 B-サプレッション・チェンバ圧力(SA) <u>(※2)</u>	kPa(abs)	142 B-サプレッション・チェンバ圧力(SA)	kPa (abs)	
143 緊急用M/C電圧 <u>(※2)</u>	kV	143 緊急用M/C電圧	kV	
144 SA-L/C電圧 <u>(※2)</u>	V	144 SA-L/C電圧	V	
145 2号GTG受電しや断器 閉 <u>(※2)</u>	DIGITAL	145 2号GTG受電しや断器 閉	DIGITAL	
146 予備GTG受電しや断器 閉 <u>(※2)</u>	DIGITAL	146 予備GTG受電しや断器 閉	DIGITAL	
1 4 7 第二島根原子力幹線 1 L 送電電圧 (※ 2)	kV	147 第二島根原子力幹線1L送電電圧	kV	
1 4 8 第二島根原子力幹線 2 L 送電電圧 (※ 2)	kV	148 第二島根原子力幹線2L送電電圧	kV	
149 220kV開閉所母線電圧 甲(※2)	kV	149 220kV開閉所母線電圧 甲	kV	
150 220kV開閉所母線電圧 乙 <u>(※2)</u>	kV	150 220kV開閉所母線電圧 乙	kV	

修正前 修正後 修正理由 別表 1 1 SPD S 伝送データ項目 (5/9) 別表 **13** SPDS伝送データ項目 (5/9) ○記載の適正化 別表番号の修正 島根原子力発電所2号機 島根原子力発電所2号機 常時伝送項目(※1) 工学単位 常時伝送項目(※1) 工学単位 No No 151 66KV系統電圧(※2) 151 66KV系統電圧 kV kV ○記載の適正化 152 A-115V系直流盤 電圧 (※2) V 152 A-115V系直流盤 電圧 V 153 B-115 V系直流盤 電圧 (※2) V 153 B-115V系直流盤 電圧 V 読み替え内容(ERSS 伝 154 | B−115V系直流盤(SA)電圧(※2) 154 B-115V系直流盤 (SA)電圧 送開始に伴う修正)の反 1 5 5 | S A 対策設備用分電盤(1)電圧(**※** 2) 155 | SA対策設備用分電盤(1)電圧 V 1 5 6 S A 対策設備用分電盤 (2) 電圧 (※2) V 156 SA対策設備用分電盤(2)電圧 V $^{\circ}$ C $^{\circ}$ C 157 | 燃料プール温度 (SA) (ラック上端+6710mm) (※2) 157 燃料プール温度 (SA) (ラック上端+6710mm) 158 | 燃料プール温度 (SA) (ラック上端+5800mm) (※2) $^{\circ}$ C 158 | 燃料プール温度(SA) (ラック上端+5800mm) 159 | 燃料プール温度 (SA) (ラック上端+5800mm) 温度専用 (※2) $^{\circ}$ C 159 | 燃料プール温度 (SA) (ラック上端+5800mm) 温度専用 $^{\circ}$ C 160 燃料プール温度 (SA) (ラック上端+4500mm) (※2) $^{\circ}$ C 160 燃料プール温度 (SA) (ラック上端+4500mm) $^{\circ}$ C 161 燃料プール温度 (SA) (ラック上端+2000mm) $^{\circ}$ C 161 燃料プール温度(SA) (ラック上端+2000mm) $^{\circ}$ C 162 燃料プール温度(SA) (ラック上端レベル) 燃料プール温度(SA)(ラック上端レベル) $^{\circ}$ C 162 $^{\circ}$ C 163 | 燃料プール温度 (SA) (ラック上端-1000mm) (※2) 163 | 燃料プール温度 (SA) (ラック上端-1000mm) 164 | 燃料プール水位 (SA) (ラック上端+6710mm) DIGITAL 164 | 燃料プール水位 (SA) (ラック上端+6710mm) DIGITAL (* 2)165 燃料プール水位(SA) (ラック上端+5800mm) 165 燃料プール水位(SA) (ラック上端+5800mm) DIGITAL DIGITAL 166 燃料プール水位 (SA) (ラック上端+4500mm) 166 | 燃料プール水位 (SA) (ラック上端+4500mm) DIGITAL DIGITAL 167 | 燃料プール水位 (SA) (ラック上端+2000mm) DIGITAL 167 | 燃料プール水位 (SA) (ラック上端+2000mm) DIGITAL 168 | 燃料プール水位 (SA) (ラック上端レベル) 168 | 燃料プール水位 (SA) (ラック上端レベル) (: 2)DIGITAL DIGITAL 169 | 燃料プール水位 (SA) (ラック上端-1000mm) (※2) DIGITAL 169 | 燃料プール水位 (SA) (ラック上端-1000mm) DIGITAL 170 燃料プール水位(SA) (※2) 170 燃料プール水位(SA) m m 燃料プールエリア放射線モニタ(低レンジ) 171 燃料プールエリア放射線モニタ(低レンジ) (SA) (SA)mSv/h mSv/h 172 | 燃料プールエリア放射線モニタ(高レンジ)(SA) (※2) 172 | 燃料プールエリア放射線モニタ(高レンジ) (SA) mSv/h mSv/h 173 A-ドライウェル圧力(SA) <u>(※2</u>) 173 Aードライウェル圧力 (SA) kPa (abs) kPa (abs) 174 B-ドライウェル圧力(SA) (※2) 174 Bードライウェル圧力 (SA) kPa (abs) kPa (abs) 175 Aードライウェル温度(SA)(上部) $^{\circ}$ C 175 A-ドライウェル温度(SA) (上部) 176 Bードライウェル温度(SA) 176 Bードライウェル温度(SA) $^{\circ}$ C (上部) (% 2)(上部) $^{\circ}$ C 177|Aードライウェル温度(SA) (中部) (* 2) $^{\circ}$ C 177 | Aードライウェル温度(SA) (中部) $^{\circ}$ C 178 Bードライウェル温度(SA) (中部) $^{\circ}$ C 178 Bードライウェル温度(SA) (中部) $^{\circ}$ C 179 Aードライウェル温度(SA) $^{\circ}$ C 179 A-ドライウェル温度(SA) (下部) $^{\circ}$ C (下部) $^{\circ}$ C 180 B-ドライウェル温度(SA) (下部) 180 B-ドライウェル温度(SA) (下部) $^{\circ}$ C 181 格納容器水素濃度(SA) (ドライ) (※2) % 181 格納容器水素濃度(SA) (ドライ) % 182 | 格納容器水素濃度(SA)(ウェット)(<mark>※</mark>2) % 182 │格納容器水素濃度(SA)(ウェット) % % % 183 | 格納容器酸素濃度(SA) (ドライ) (※2) 183 格納容器酸素濃度(SA) (ドライ) 184 | 格納容器酸素濃度 (SA) (ウェット) (※2) % 184 | 格納容器酸素濃度(SA) (ウェット) % 185 A-SLCポンプ起動(※2) DIGITAL 185 A-SLCポンプ起動 DIGITAL 186 B-SLCポンプ起動 (※2) DIGITAL 186 B-SLCポンプ起動 DIGITAL 187 | 代替注水流量(常設) (※2) 187 代替注水流量(常設) m^3/h m³/h 188 A-低圧原子炉代替注水流量 188 A −低圧原子炉代替注水流量(※2) m^3/h m^3/h 189 | B-低圧原子炉代替注水流量(※2) 189 B-低圧原子炉代替注水流量 m^3/h m^3/h 190 A − 低圧原子炉代替注水流量(狭帯域用) (※2) m^3/h 190 A − 低圧原子炉代替注水流量(狭帯域用) m^3/h 191 │ B-低圧原子炉代替注水流量(狭帯域用) m^3/h 191 B −低圧原子炉代替注水流量(狭帯域用) m^3/h 192 A − 原子炉圧力容器温度 (SA) (※2) $^{\circ}$ C 192 A-原子炉圧力容器温度(SA) $^{\circ}$ C $^{\circ}$ C 193 B-原子炉圧力容器温度(SA) 193 B-原子炉圧力容器温度(SA) (※2) 194 A-ペデスタル代替注水流量 (※2) 194 A-ペデスタル代替注水流量 m^3/h m^3/h 195 B-ペデスタル代替注水流量 (※2) 195 B-ペデスタル代替注水流量 m^3/h m^3/h 196 A-ペデスタル代替注水流量(狭帯域用) 196 A-ペデスタル代替注水流量(狭帯域用) m^3/h m^3/h 197 | B −ペデスタル代替注水流量(狭帯域用) 197 B −ペデスタル代替注水流量(狭帯域用) m^3/h m³/h 198 ペデスタル水位(コリウムシールド上表面 +0.1m) DIGITAL 198 ペデスタル水位 (コリウムシールド上表面 DIGITAL +0.1m199 ペデスタル水位 (コリウムシールド上表面 +1.2m) (% 2)DIGITAL 199 ペデスタル水位 (コリウムシールド上表面 +1.2m) DIGITAL 200 A-ペデスタル水位(コリウムシールド上表面 +2.4m) (※2) DIGITAL $200 \mid A -$ ペデスタル水位(コリウムシールド上表面 +2.4m) DIGITAL

修正前		修正後		修正理由
別表 <u>11</u> SPDS伝送データ項目(6/9) 島根原子力発電所2号機 No 常時伝送項目(※1)	工学単位	別表 <u>13</u> SPDS伝送データ項目(6/9) 島根原子力発電所2号機 No 常時伝送項目(※1)	工学単位	○記載の適正化 別表番号の修正
201 Bーペデスタル水位(コリウムシールド上表面 +2.4m) (※2) 202 Aーペデスタル温度(SA) (※2) 203 Bーペデスタル温度(SA) (※2) 204 Aー格納容器代替スプレイ流量(※2) 205 Bー格納容器代替スプレイ流量(※2) 206 残留熱代替除去系原子炉注水流量(※2) 207 残留熱代替除去系格納容器スプレイ流量(※2) 208 第1ベントフィルタ出口放射線モニタ(低レンジ)(※2) 210 Bー第1ベントフィルタ出口放射線モニタ(高レンジ)(※2) 211 NGC N2トーラス出口隔離弁全開(※2) 212 NGC N2ドライウェル出口隔離弁全開(※2) 213 NGC非常用ガス処理系入口隔離弁全開(※2) 214 NGC非常用ガス処理系入口隔離弁イパス弁全開(※2) 215 SGT FCVS第1ベントフィルタ入口弁全閉(※2) 216 SGT耐圧強化ベントライン止め弁全開(※2) ※1 伝送データ項目については、必要に応じて見直すものとする。 ※2 令和5年8月末伝送開始予定	DIGITAL °C °C m³/h m³/h m³/h m³/h Sv/h Sv/h Sv/h DIGITAL DIGITAL	201 Bーペデスタル水位 (コリウムシールド上表面 +2.4m) 202 Aーペデスタル温度 (SA) 203 Bーペデスタル温度 (SA) 204 Aー格納容器代替スプレイ流量 205 Bー格納容器代替スプレイ流量 206 残留熱代替除去系原子炉注水流量 207 残留熱代替除去系格納容器スプレイ流量 208 第1ベントフィルタ出口放射線モニタ (低レンジ) 209 A-第1ベントフィルタ出口放射線モニタ (高レンジ) 210 B-第1ベントフィルタ出口放射線モニタ (高レンジ) 211 NGC N2トーラス出口隔離弁全開 212 NGC N2ドライウェル出口隔離弁全開 213 NGC非常用ガス処理系入口隔離弁全開 214 NGC非常用ガス処理系入口隔離弁全開 215 SGT FCVS第1ベントフィルタ入口弁全閉 216 SGT耐圧強化ベントライン止め弁全開 217 SGT耐圧強化ベントライン止め弁全開 ※1 伝送データ項目については、必要に応じて見直すものとする。	DIGITAL °C °C m³/h m³/h m³/h msv/h Sv/h Sv/h DIGITAL DIGITAL	○記載の適正化 読み替え内容 (ERSS 伝 送開始に伴う修正) の反 映
別表 <u>11</u> SPDS伝送データ項目(7/9)		別表 <u>13</u> SPDS伝送データ項目(7/9)		○記載の適正化別表番号の修正
別表 <u>11</u> SPDS伝送データ項目(8/9)		別表 <u>13</u> SPDS伝送データ項目(8/9)		
別表 <u>11</u> SPDS伝送データ項目(9/9)		別表 <u>13</u> SPDS伝送データ項目 (9/9)		

修正前	修正後	修正理由
別表12 原子力災害対策活動等に従事する者の安定ヨウ素剤服用基準	別表14 原子力災害対策活動等に従事する者の安定ヨウ素剤服用基準	○記載の適正化別表番号の修正
別表 <u>13</u> 原子力防災組織業務の一部を委託するもの	別表 <u>15</u> 原子力防災組織業務の一部を委託するもの	
別表 <u>14</u> 緊急事態応急対策における原子力防災要員等の派遣、 原子力防災資機材等の貸与	別表 <u>16</u> 緊急事態応急対策における原子力防災要員等の派遣、 原子力防災資機材等の貸与	
別表 <u>15</u> 原子力災害事後対策における原子力防災要員等の派遣、 原子力防災資機材の貸与	別表 <u>17</u> 原子力災害事後対策における原子力防災要員等の派遣、 原子力防災資機材の貸与	

							多正	前													1	修正	後							修正理由
原子力防災資機材の貸与 備者		1. 年価数重については、 全て程度レオス	2. 放射線測定車とは、原	子力災害時に放射線量率	の測定、空気中のダスト、	ヨウ素のサンプリングが 戸治な乳件を挟むしを由	ななで	316	配備完了次第	<u>る。</u> 4. 可機型モニタリングポ	ストについては、当社の	保有台数を記載する。 ち経じなた イド 味	路による輸送を基本と	し、必要に応じて空路等で数学を設定している。	ン書込む大名と問うる。	備考			1. 準備数量については、 ヘテ部 年 1. ナァ	至く年及とする。 2. 放射線測定車とは、原	子力災害時に放射線量率の測定 空気中のダスト	の国人、王女子ジノイト、ヨウ素のサンプリングが	り能な設備を搭載した単 両とする。	3. 可搬型モニタリングポットについては、************************************	へ下にこび、Cは、当たの 保有台数を記載する。	4. 支援にあたっては、陸 略による輸送を基本と	こ、必要に応じて空路等しながより	の闡达于校を于配する。		○記載の適正化 貸与資機材配備完 ⁻ う修正
		0	1 4º		即00		20個	1,50 0着	3, 00	0 双	100枚							1 8 1	Д 3		平 0 1	50個	1,500着	3,000双	100枚	1 1	1 4			
原子力防災 専員等の派遣 要員等の派遣	スピュシンNVは 15人 表面活塾家度測定用サーベイメータ	ン、 イ田ごだ田(医行こ) ガンを織画庁田キーズイメータ	ストサンプラー	1 イン・ハン ハン・ストラー 田小戸中央 イン・ストラン アン・ストラー 田小戸中央 アン・スープ 田 中田 中	個人用外部後はく緑重測定希子が高い上げました。	応防護服	フィルター付防護マスク	污染防護服	学用でで		無くいが	放射線測定車	や放射能測定装置・ジェー・ジェー・ジェー・ジェー・ジェー・ジェー・ジェー・ジェー・ジェー・ジェー	ボーグボディオワンタ		原子力防災 原子力防災資機材の貸与 アコロダル 原子力防災	寺の) 派道	田一	ト寮宮石モット・イト	タイプサンノイー	個人用外部被は、棘里側に希高線量対応防護服	フィルター付防護マスク	污染防護服	ゴム手袋	瀬~い 社	放射線測定車	科放射能測定装置	シーアやイインフノダロ声型ドークニングポット		
グトコノングングトル上の	粉料 線管理 排															原子力防災組織		放射線管理班												
	環境放射線モニタリン	グ、汚染検査、汚染除去に	関する事項						-								11 17 17 17 17 17 17 17	境 境 成 射 縁 七 ニ タ リング、汚染 検査、汚染除去に―	関する事項			1								○記載の適正化別表番号の修正

島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画修正前後比較表 (26/30)

		修正前			修正理由	
1		別紙7 土地境界放射線上昇事象発生通報 年 月 日 出雲市長、安来市長、雲南市長 活港市長 殿	1	敷		
基づきのでに	が通報します。なお、こ はありません。	通報者名 連絡先 の発生について、中国電力(株)原子力事業者防災業務計画の規定にの通報は原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定によるも 中国電力株式会社 島根原子力発電所	基づので	地境界放射線上昇事象の き通報します。なお、こ はありません。 カ事業所の名称及び場所		
	事業所の名称及び場所	島根県松江市鹿島町片句654-1			島根県松江市鹿島町片句654-1	
)発生箇所 ————————————————————————————————————	島根原子力発電所第号機		の発生箇所	島根原子力発電所第号機	
事象の	予 事 象の 種類	年月	事家(の発生時刻 事象の種類	年	
発生した事象の概要	想定される原因	故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中、 その他()		想定される原因	故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中、 その他()	
	た放射性物質の状	原子炉の運転状態 発生前(運転中、起動操作中、停止操作中、停止中、廃止措置中) 発生後(状態継続、停止操作中、停止、停止失敗) ECCSの作動状況 作動なし、作動有(自動、手動)、作動失敗 排気筒モニタの指示値 確認中、変化無し、変化有り(s -1 →s -1) モニタリングポストの指示値 確認中、変化無し 変化無し 変化有り(最大値:μ Gy/h →μ Gy/h、No.) その他		検出された放射線 量の状況、検出され た放射性物質の状 況、主な施設・設備 の状態等	作 期なし、作 期有 (自 期、 手 期)、 作 期 大 敗 排気筒 モニタ の 指示 値	○記載の適正化 原子炉の運転状態に「建 設中」を追加
その他事象の把握に参考となる情報				他事象の把握に参考と 情報		
備考	この用紙の大きさは、	日本産業規格A4とする。	備考	この用紙の大きさは、	日本産業規格A4とする。	

修正前	修正後	修正理由
整戒事態:該当事象発生連絡	響成事態該当事象発生連絡 (第 報) (第 報) 原子力規制委員会 島根県知事、松江市長、出雲市長、安米市長、雲南市長 島取県知事、米子市長、境港市長 整政事態該当事象連絡 整政事態該当事象の発生について、原子力災害対策指針に基づき連絡します。 「原子力事業所の名称 中国電力株式会社 島根原子力発電所 島根県松江市境島町片向も5 4 − 1 「富元 事態該当事象の 発生協所 管戒事態該当事象の 発生時刻 「日 日 日 時 分 (2 4時間表示) 「日 1 原子炉路水煙砂の異常でおそれ 「日 1 2 原子炉路水煙砂の環究 「日 2 原子炉路水煙砂の環究 「日 1 2 原子炉路水煙砂の電吹 「日 1 2 日 原子炉路水煙砂の電吹 「日 1 2 日 度 停止中の原子が溶却機変の一部映火 「日 1 2 日 度 停止中の原子が溶却機変の一部映火 「日 1 2 日 度 停止中の原子が溶却機変の一部映火 「日 1 3 の 原 所を翻動性の心は最終決欠がおそれ 「日 1 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	○記載の適正化 原子炉の運転状態に「建 設中」を追加
をの他 をの他 を示事態該当 事象の把握に参考と	(当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上*1の地震が発生した場合) ※1 当該警戒事態の発生に関連していると思われる場合は、震度によらず観測用地震計による観測地震加速度を記載する。 観測用地震計による観測地震加速度*2 [発生日時: 年 月 日 時 分(24時間表示)] 確認中、検知なし、検知あり(水平方向: gal、鉛直方向 gal) ※2基礎マット上の最大加速度 備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。	○通報様式の修正 地震加速度の追記 ○通報様式の修正
はる情報 備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。	観測用地震計とは異なる原子炉保護用地震計により原子炉自動停止となる保安規定設定値は以下のとおり。 島根原子力発電所2号機 水平 (EL1.3m): 140gal 以下、水平 (EL34.8m): 350gal 以下、鉛直 (EL1.3m): 70gal 以下	トリップ設定値の追記

修正前	修正後	修正理由
別紙8-2 警戒事態該当事象発生後の経過連絡 (第 報) 年 月 日 原子力規制委員会 島根県知事、松江市長、出雲市長、安来市長、雲南市長 島根県知事、米子市長、境港市長 殿 整戒事態該当事象	Pull	○記載の適正化 注番号の修正
その他の事項の対応 (注3) 備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。 (注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。 (注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。 (注3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。	## その他の事項の対応 (注4) (注5) (注4) (注2) (注2) (注6) (注7) (注	○通報様式の修正 トリップ設定値の追記○通報様式の修正 地震加速度の追記

		修正前				修正後		修正理由
		特定事象発生通報(原子炉施設)	別紙 9 - 1			特定事象発生通報(原子	別紙9-1 -炉施設) (第 報)	
	第10条通	長、出雲市長、安来市長、雲南市長 長、境港市長 殿 田 □ 第 10 条事象発生	年 月 日	特原及特	無取県知事、米子市長、 第10条通報 定事象の発生について 子力事業所の名称 び場所 定事象の発生箇所	出雲市長、安来市長、雲南市長 境港市長 殿 第 10 条事象発生 第 15 条事象発生 第 15 条事象発生 第 15 条事象発生 東子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項の規定 中国電力株式会社 島根原子力発電所 島根県松江市鹿島町片句 6 5 4 − 1 島根原子力発電所 第 号機		
	定事象の発生箇所 定事象の発生時刻	島根原子力発電所 第号機 号 号 号 号		特	定事象の発生時刻	年 月 日 時 分(24時間 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく基準		
発生した特定事象の概要	特定事象の種類	原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく基準 *□SE01 敷地境界付近の放射線量の上昇 *□SE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出 *□SE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質 の放出 *□SE06 施設内(原子炉外) 臨界事故のおそれ □SE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能 □SE22 原子炉注水機能喪失のおそれ *□SE23 残留熱除去機能の喪失 □SE23 残留熱除去機能の喪失 □SE25 非常用交流高圧母線の 3 0 分間以上喪失 □SE25 非常用交流高圧母線の 3 0 分間以上喪失 □SE26 停止中の原子炉冷地機能の喪失 *□GE27 疾目流電源の部分喪失 □SE29 停止中の原子炉冷地機能の喪失 *□GE28 炉心損傷の検出 *□GE29 停止中の原子炉冷地機能で喪失 □SE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能要失 □SE31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能要失 □SE31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能要失 □SE31 原子炉制御室他の一部の機能喪失・警報喪失 □SE31 原子炉制御室他の一部の機能喪失・警報喪失 □SE31 原子炉削御室他の一部の機能喪失・警報喪失 □SE35 火災・溢水による安全機能の一部喪失 *□GE25 に長の避難を開始する必要 (注記:*は電離放射線障害防止規則第 7 条の 2 第 2 項に該当する事象を示す)	上昇 本放射性物質の放出 本放射性物質の放出 が子での放射線の異常 が子での放射性物質の 事故 敗 はる非常用炉心冷却 力制御機能喪失 に失 完全喪失 能喪失・放射線放出 障壁の喪失又は喪失 ・警報喪失	発生した特定事象の概要		*□SE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出 *□SE06 施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ	- Ta事象を示す) 中、その他()	○記載の適正化
	想定される原因	故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中、 その他()		線量の状況、検出	発生後(状態継続、停止操作中、停止、停止失 ECCSの作動状態 作動なし、作動あり(自動、手動)、作動失敗		原子炉の運転状態に「建 設中」を追加
	物質の状況、主				された放射性物質の状況、主な施設・設備の状態等			BY 1 3 C YEAR
		変化有り(最大値:µ Gy/h →µ Gy/h、No) その他			に参考となる情報	(当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上*1の地震 ※1 当該警戒事態の発生に関連していると思われる場合は、震度によ 観測用地震計による観測地震加速度*2 [発生日時: 年 確認中、検知なし、検知あり(水平方向: gal、翁	らず観測用地震計による観測地震加速度を記載する。	○通報様式の修正地震加速度の追記
握	の他特定事象の把 に参考となる情報 この用紙の大きる	は、日本産業規格A4とする。		備考	観測用地震計とは異な	日 日本産業規格A4とする。 る原子炉保護用地震計により原子炉自動停止となる保安規 幾 水平 (EL1.3m): 140gal 以下、水平 (EL34.8m): 350g		○通報様式の修正 トリップ設定値の追記

修正前	修正後	修正理由
別紙10-1(1/2) 応急措置の概要(原子炉施設) (第 報)	別紙10-1(1/2) 応急措置の概要(原子炉施設) (第 報)	
年 月 日 内閣総理大臣、原子力規制委員会 島根県知事、松江市長、出雲市長、安来市長、雲南市長 鳥取県知事、米子市長、境港市長 殿	年 月 日 内閣総理大臣、原子力規制委員会 島根県知事、松江市長、出雲市長、安来市長、雲南市長 鳥取県知事、米子市長、境港市長 殿 報告者名	
第25条報告 報告者名	第25条報告 連 絡 先	
<u></u>	原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づき、応急措置の概要を以下のとおり報告します。	
原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づき、応急措置の概要を以下のとおり報告します。	原子力事業所の名称及 中国電力株式会社 島根原子力発電所 び場所 島根県松江市鹿島町片句654-1	
原子力事業所の名称 中国電力株式会社 島根原子力発電所 及び場所 島根県松江市鹿島町片句654-1	特定事象の発生箇所 (注1) 島根原子力発電所第号機	
特定事象の発生箇所 (注 1) 島根原子力発電所第号機	特定事象の発生時刻 (注1)	
特定事象の発生時刻 (注 1) 年月日時分(24時間表示)	特定事象の種類 (注1)	
特定事象の種類 (注 1)	(対応日時、対応の概要)	
(対応日時、対応の概要)		
発生事象と対応の概 要(注2)	発生事象と対応の概要 (注2) <u>(注3)</u>	○記載の適正化注番号の修正
	※添付の 有 ・ 無	
※添付の 有 ・ 無		
その他の事項の対応 (注 <u>3</u>)	その他の事項の対応 (注 <u>4</u>)	
	備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。 観測用地震計とは異なる原子炉保護用地震計により原子炉自動停止となる保安規定設定値は以下のとおり。 島根原子力発電所2号機 水平 (EL1.3m): 140gal 以下、水平 (EL34.8m): 350gal 以下、鉛直 (EL1.3m): 70gal 以下	○通報様式の修正 トリップ設定値の追記
備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。 (注1)最初に発生した特定事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。 (注2)設備器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記	(注1)最初に発生した特定事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。 (注2)設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。 (注3)当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合、また震度によらず発生事象に関連していると思われる地震が発生した場合は、その発生日時、観測用地震計の加速度gal数*(水平方向、鉛直方向)を記載する。	○通報様式の修正
載する。 (注3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。	※ 基礎マット上の最大加速度 (注4) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。	地震加速度の追記